



ディスクロージャー
2025



JAあかし
〔あかし農業協同組合〕



I N D E X

— 目 次 —

I JAの事業について		IV 損益の状況	
1 組合長ご挨拶	3	1 最近の5事業年度の主要な経営指標	64
2 経営理念	4	2 利益総括表	65
3 経営方針	5	3 資金運用収支の内訳	66
4 経営管理体制	5	4 受取・支払利息の増減額	66
5 事業の概況（令和6年度）	6	V 事業の概況	
6 協同活動ハイライト （令和6年度）	9	1 信用事業	67
7 農業振興活動	12	(1) 貯金に関する指標	67
8 地域貢献情報	13	(2) 貸出金等に関する指標	67
9 リスク管理の状況	15	(3) 内国為替取扱いに関する指標	71
10 経営者ガイドライン	19	(4) 有価証券に関する指標	72
11 自己資本の状況	20	(5) 有価証券等の時価情報等	72
12 主な事業の内容	21	(6) 預かり資産の状況	73
		2 共済事業	74
II JAの概要		(1) 長期共済保有高	74
1 沿革・あゆみ	34	(2) 医療系共済の共済金額保有高	74
2 機構図	35	(3) 介護系その他の共済の共済金 額保有高	75
3 組合員数	36	(4) 年金共済の年金保有高	75
4 組合員組織の状況	36	(5) 短期共済新契約高	75
5 地区一覧	36	3 農業・生活その他事業取扱実績	76
6 役員構成（役員一覧）	37	(1) 購買事業取扱実績	76
7 職員数	37	(2) 販売事業取扱実績	77
8 事務所の名称及び所在地	38	(3) 保管事業取扱実績	77
		(4) 利用事業取扱実績	77
III 決算の状況		(5) 指導事業取扱実績	78
1 貸借対照表	39	VI 経営諸指標	
2 損益計算書	41	1 利益率	79
3 注記表	44	2 貯貸率・貯証率	79
4 剰余金処分計算書	59	VII 自己資本の充実状況	
5 財務諸表の正確性にかかる確認	61	1 自己資本の構成に関する事項	80
6 キャッシュ・フロー計算書	61		
7 部門別損益計算書	62		
8 会計監査人の監査	63		

2	自己資本の充実度に関する事項	82	(3)	信用リスクに関する事項	137
3	信用リスクに関する事項	89	(4)	信用リスク削減手法に関する事項	145
4	信用リスク削減手法に関する事項	96	(5)	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	148
5	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	99	(6)	証券化エクスポージャーに関する事項	148
6	証券化エクスポージャーに関する事項	99	(7)	CVA リスクに関する事項	148
7	CVA リスクに関する事項	99	(8)	マーケット・リスクに関する事項	148
8	マーケット・リスクに関する事項	99	(9)	オペレーショナル・リスクに関する事項	148
9	オペレーショナル・リスクに関する事項	99	(10)	出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	148
10	出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	100	(11)	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	149
11	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	101	(12)	金利リスクに関する事項	149
12	金利リスクに関する事項	101		法定開示項目掲載ページ一覧	150
VIII 連結情報					
1	グループの概況	104			
(1)	グループの事業系統図	104			
(2)	子会社等の状況	104			
(3)	連結事業概況（令和6年度）	105			
(4)	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	105			
(5)	連結貸借対照表	106			
(6)	連結損益計算書	108			
(7)	連結剰余金計算書	109			
(8)	連結キャッシュ・フロー計算書	110			
(9)	連結注記表	112			
(10)	農協法に基づく開示債権	127			
(11)	連結事業年度の事業別経常収益等	128			
2	連結自己資本の充実の状況	128			
(1)	自己資本の構成に関する事項	129			
(2)	自己資本の充実度に関する事項	131			

Ⅰ JAの事業について

1 組合長ご挨拶

持続可能な都市農業の振興と組合員との対話を通じた地域への貢献

雨に潤う緑が一層鮮やかな季節を迎えました。組合員の皆様並びにご家族の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃よりJAあかしの事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、労働力不足や異常気象、自然災害による作物被害などの影響により、ますます厳しさを増している状況です。特に昨年夏に発生した「令和の米騒動」の影響が未だ色濃く残り、農業の持続可能性が問われる厳しい局面にあります。このような中、政府は食料安全保障の確保を目的とし、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正し、「農業構造転換集中対策期間」として初動5年間の取り組みを進めております。また、JAグループでは3年に1度開催されるJA全国大会において、「食料・農業戦略」、「くらし・地域活性化戦略」、「組織基盤強化戦略」、「経営基盤強化戦略」、「広報戦略」の5つの重点戦略を掲げ、これらを有機的に連携させることでJAグループ全体の存在意義を高めていく方針を決定しました。

令和7年度の日本経済については、内需拡大が期待される一方で、外需の低下という課題に直面しており、世界情勢の影響が国内にも波及しております。ウクライナ戦争や中東紛争の長期化、さらには米国トランプ大統領による保護主義政策が経済不安を拡大させる中、国内では物価高や人手不足の克服が喫緊の課題となっています。このような状況において、JAあかしでは組合員の皆様に支える取り組みを一層強化してまいります。

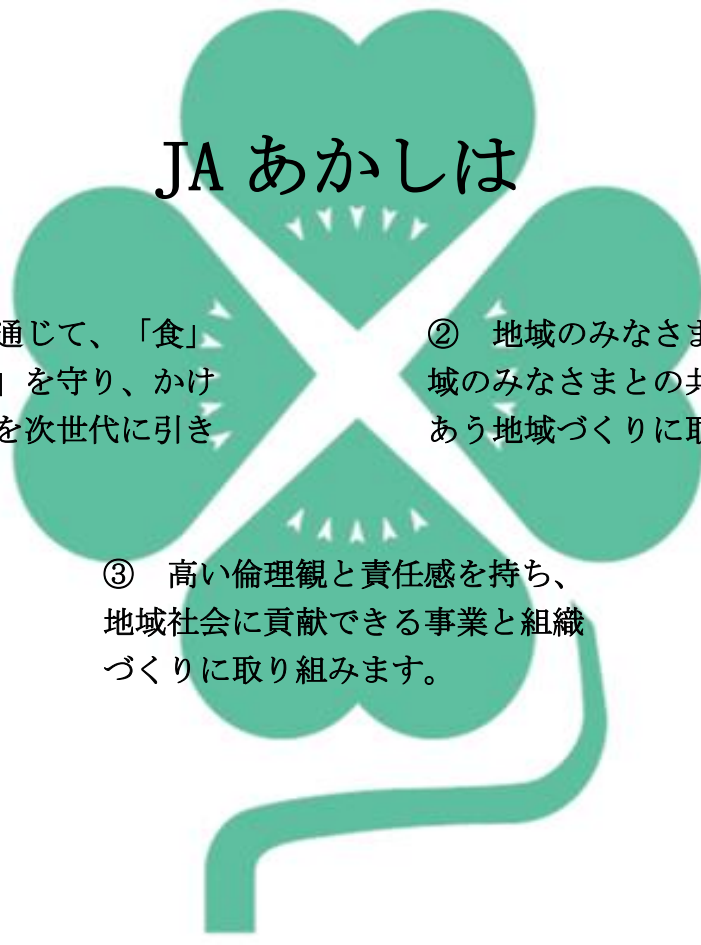
令和6年度は、第4次3か年計画の最終年度として「頼りにしていただけるJA」を目指し、多くの課題に立ち向かう1年となりました。農業施設の改修や肥料の予約購入助成金の交付などを実施し、一定の成果を得ることができました。令和7年度からは、第5次3か年計画の初年度として、地域の実情や利用者目線に立った事業活動を推進し、専門性の高い提案を行える体制を整えてまいります。

JAあかしを取り巻く環境は依然として厳しいものと予測されますが、コンプライアンスの遵守を徹底し、健全な経営体質を維持・強化することで、地域の皆様からの信頼と期待に応えてまいります。これからも皆様と力を合わせ、地域農業の発展と活性化に尽力してまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

あかし農業協同組合
代表理事組合長 大西 弘訓

2 経営理念

JA あかしは



① 農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

② 地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。

③ 高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

〔基本理念〕

JA あかしは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ JA あかしは、人を大切にします。
- ◇ JA あかしは、自然を大切にします。
- ◇ JA あかしは、都市型農業振興と社会の発展に貢献します。
- ◇ JA あかしは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

- ◇ みなさまから信頼される JA
 - ◇ 地域から必要とされる JA
 - ◇ 社会に誇れる JA
- をめざします。

3 経営方針

◆農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JAには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当JAは、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

◆組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

◆信頼と期待に応える経営

効率的・効果的な事業運営を徹底します。当JAは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

4 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選挙手続きにより選任されています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5 事業の概況（令和6年度）

◆ 主要な事業活動の内容

昨年を振り返りますと、国内では新NISA（少額投資非課税制度）の開始や、7月10日に日経平均株価が史上最高値を更新するなど、明るい話題が見られました。その一方で、日本銀行によるマイナス金利解除と追加利上げにより、17年ぶりに「金利のある世界」へ移行しましたが、混迷する国政運営の中で令和7年度予算が年度内成立をみたものの、市場参加者は期待と現実の乖離に翻弄される状況が続いています。

さらに、本年4月には、米国トランプ大統領による相互関税の発表を受けて、株価の下落と経済の先行き不安が世界各国で高まり、わが国においても今後の経済運営のかじ取りにおいて大きな課題となっています。

こうした情勢の中、当JAでは「食」と「農」を柱とし、地域と共に歩む組織を目指し、さまざまな取り組みを実践してまいりました。経済課には若手職員を多数配属し、活力ある事業展開を図るとともに、総合事業の強みを活かして地域密着型の活動を推進しました。また、「資産相談室」を設置し、トータルアドバイザー体制の強化に努めました。

農業の未来を切り拓くための指導的役割を果たすには更なる経験が求められますが、持続可能な地域型農業の振興に向け、引き続き努力を続けるとともに、多様な相談に対応し、組合員の皆様のご要望に応えるべく全力を尽くしております。

令和6年度は第4期3か年計画の最終年度に当たり、「農業者の所得安定支援」「農業生産意欲の向上」「地域の活性化」の3つの重点項目に注力しました。資材費や燃料費の高騰が続く中、育苗の苗代や施設利用料の据え置きを実施するなど、組合員の皆様に過度な負担をかけないよう努めました。さらに、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、経営管理といった管理面の強化および効率化、人材育成にも注力してまいりました。これらは令和7年度も引き続き重点的に取り組む所存です。

また、昨年に引き続き、農業関係施設の老朽化への対応を最優先課題とし、組合員や利用者の皆様にご迷惑をお掛けしないよう内部整備を進めました。具体的には、ライスセンターをはじめとする農業施設の整備・修繕を行い、生産性の維持・向上を目指しました。そのほか、自己改革実践サイクルを継続的に推進し、地域とのつながりを深める努力を続けています。

令和6年度の主な事業活動と成果について、以下にご報告申し上げます。

◆ 購買事業

- ① 環境に配慮した有機肥料の普及に努めました。
- ② 肥料・農薬の予約注文に対するサイト決済を導入しました。

◆ 販売事業

- ① 野菜部門では安定的経営が行えるよう品目の拡大を図りました。

- ② ヘアリーベッチ米（特別栽培米ヒノヒカリ）が平成 24 年 10 月に兵庫県認証食品（ひょうご安心ブランド農産物）の認可を受け 12 年目となり、JAあかしのブランド米「花美人」として定着しました。また、平成 30 年からは明石市ふるさと納税返礼品に選定され、今年度はJAタウンに出品しました。
- ③ 産直部会では、地元でとれた農産物並びに加工品を地産地消のもと販売し、地域の消費者に新鮮で安心・安全な農産物の提供に取り組んだ結果、直売所の売上は、フレッシュ・モア大久保店、大久保駅前店、西明石店、（株）エーコープ近畿との共同運営店舗「JAファーマーズブチ・フレッシュ・モア江井ヶ島」を合わせまして 201,529 千円となり、直売所出荷農家の所得向上に繋げました。そしてお客様の幅広い支払いニーズにお応えするため、QRコード決済などのキャッシュレスサービスの導入により、消費の拡大、利便性の向上、業務の効率化を図りました。

直売所販売品 (単位：千円)

種 類	当 期 取 扱 高
野 菜 等	201,529
合 計	201,529

※ 損益計算書の販売品販売高には含まれていません。

◆ 保管事業

令和 6 年度産米の取扱量は、7,811 袋（30 kg）の集荷となり、保管については、品質事故等が発生しないよう、設備の点検、保守等を徹底し、年間を通じて温度管理を行い品質保持に努めました。

◆ 信用事業

組合員・利用者の皆様に寄り添うサービスの提供を行うため、相続・資産運用等の相談対応について、注力致しました。その結果、投資信託等 278 件、住宅ローン 94 件、小口ローン 122 件のご契約を頂きました。また、相続等の相談件数 70 件、新たに公正証書遺言を 2 件作成し、不動産媒介契約 1 件ご契約を頂きました。

加えて、年金受給者の集いや地域の小学生を対象にサッカー教室を開催しました。

◆ 共済事業

LA を中心に計画的な訪問活動を行い、組合員・地域住民の方とのコミュニケーションを深め、総合的な保障点検活動に取り組みました。その結果、新契約で、終身共済 25 億 8 千万円、生命系共済（こども・定期生命共済含む）3 億円、建物更生共済 53 億 7 千万円、年金共済 1 億 6 千万円（医療系・特定重度疾病・生活障害共済 333 件、介護・認知症共済 135 件）のご契約を頂きました。

◆ 利用事業

稲作農家の農作業省力化と水稻苗の軽量化による作業負荷の軽減のため、保水性の優れたマット苗を 9,

659箱生産し、出荷しました。

刈り取り後の農作業負荷軽減のためライスセンターを稼働し、キヌヒカリ・ヒノヒカリ・特別栽培米ヒノヒカリを受入し、乾燥調製を行い、保有米の引き渡しと米の買い入れを行いました。また、ライスセンターなどの農業施設の老朽化に対する整備・修繕を行い生産性の維持・向上を図りました。更には、籾摺り機・玄米色彩選別機等を更新する事により、より精度を高め、品質の向上にも努めました。

◆ 宅地等供給事業（資産管理事業）

皆様からご要望の多い相続税額試算や相続税対策、遺言などの相談に対応する為、従来同様県信連と連携した個別相談会の開催だけでなく、幅広いご相談にお応えできるよう新たに総合事務所（弁護士・税理士共同事務所）と提携を結びました。

◆ その他の事業

- ① ホームページをリニューアルし、JA事業の内容やキャンペーンの紹介、農業やJAに関する身近な最新情報の発信に取り組みました。広報誌「フレッシュ！JAあかし」や日本農業新聞を通じても農業やJAに関する身近な最新情報の発信を行いました。
- ② 組合員や地域の皆様の健康維持を支援する為、兵庫県厚生連、明石市並びに明石保健所の協力を得て、町ぐるみ健診を市内3か所にて実施し、206名の方に受診していただきました。
- ③ 直売所において収穫体験会を開催し、組合員をはじめ、地域の皆様と交流を図りました。
- ④ 昨年に引き続き「ふれあいフェスタ」を開催し、地域の活性化に努めました。

◆ 指導事業

- ① キャベツ部会では、地域にあった新品種の試験圃場を設定し、市や普及センターと連携して取り組みました。
- ② JA独自のハウス助成、県事業を利用し、施設整備に取り組みました。また、国の補助金事業の支援機関として、積極的な対応を行いました。
- ③ 組合員を対象に相続税などの税務相談窓口を各支店の店舗に設け、毎月顧問税理士による指導、助言を行いました。

◆ 経営管理

適正な業務運営を確保するため「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し、運用しております。また、これらの仕組みを有効に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い事業運営に努めました。その他、将来収支予測シミュレーションの実施により、財政面・経営面のさらなる健全化に努めました。

6 協同活動ハイライト（令和6年度）

JA あかしでは、持続的な地域農業の維持・振興と暮らしやすい地域社会の実現に向けて、総合事業の展開により、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組んでいます。

令和6年度の主な取り組み状況を紹介いたします。

① 農業者の所得増大に向けた取り組み

【 販売力強化による農業者の収入増加 】

◆ 新たな販路の開拓

- ・明石サービスエリアで「花美人」キューブ米の販売を開始しました
- ・兵庫県立明石北高等学校が実施している「花美人を使用した土産物開発プロジェクト」に協力し、花美人の提供とPRを実施しました
- ・JA あかしブランド米「花美人」が明石市ふるさと納税返礼品に選定されています



◆ 新たな農業設備投資への助成

- ・農業設備（ビニールハウス）投資への助成・支援を行っています
- ・兵庫県の農業施設貸与事業の利用支援を行っています



◆ 信用事業からの農業設備投資に対する融資等の支援活動

- ・信用事業の面から地域農業の活性化に貢献すべく、農業融資に対して独自の利子助成制度を制定しています

◆ 直売所の拡充

- ・地産米穀の消費拡大に向けて、精米機器の更改を行いました
- ・直売所施設の利用環境の充実を目指し、QRコード決済等のキャッシュレスサービスを導入しました
- ・エコープ近畿との直売事業共同運営（JA ファーマーズプチ・フレッシュ・モア江井ヶ島）により、地産地消活動の取り組み強化を図っています
- ・(株)クローバーファームJAあかしと連携し、魅力ある農産物の提供を図っています



【 農業者のコスト低減 】

◆ 育苗コストの低減等

- ・水稻育苗苗販売価格について、燃料費や材料費高騰による費用はJAが負担し、販売価格を据置きました



・肥料、農薬等の予約取りまとめによりコスト低減に取り組んでいます

◆ 施設利用

- ・燃料費高騰による費用はJAが負担し、ライスセンターの利用料を据置きしました
- ・フレコン利用料を値下げしました

◆ 肥料購買の助成

- ・肥料価格高騰対策として、肥料の予約購買に対し、JAあかし独自の助成を実施しました
- ・肥料、農薬の予約注文について、サイト決済が行えるように整備しました



② 農業生産の拡大に向けた取り組み

【 特産振興・産地づくりの取り組み 】

◆ 直売所を軸とした販売力強化

- ・JA連合会と連携し、地産特産品の育成としてスイートコーンおよびブロッコリーの栽培面積拡大への支援、出荷用資材の導入、対面販売を実施しました



【 新技術導入への取り組み 】

◆ 新技術導入試験の実施

- ・省力化栽培を目的に分解性マルチを導入し、ブロッコリーの栽培面積拡大に取り組んでいます

【 生産拡大に向けての準備 】

◆ 設備投資の実施

- ・ライスセンター整備の補修・更新により稼働率の向上を図りました

③ 地域活性化への取り組み

【 地域のコミュニケーションづくり 】

◆ 地域の皆さんと触れ合うイベントを開催

- ・地域の小学生を対象に、ヴィッセル神戸のコーチを迎え、JAバンクサッカー教室を開催しました
- ・JAあかしふれあいフェスタを開催しました
- ・幼稚園児、保育園児によるさつまいも収穫体験を開催しました
- ・江井島小学校の児童をJAに招き職場見学を行いました



地域の子供たちを応援しようと明石市子ども基金へ寄付しました

- ・中崎小学校と人丸小学校の児童に野菜植え付けの出前授業を行いました
- ・トライやる・ウィークの受け入れを行いました
- ・高丘小学校、花園小学校、江井島小学校の児童に出前講座を行いました
- ・スイートキューピット保育園でお米に関する出前講座を実施しました



JAバンクサッカー教室



さつまいも収穫体験



トライやる・ウィーク



JA体験学習



出前講座



ふれあいフェスタ



④組合員・ご利用者様への取り組み

【 地区別総代懇談会 】

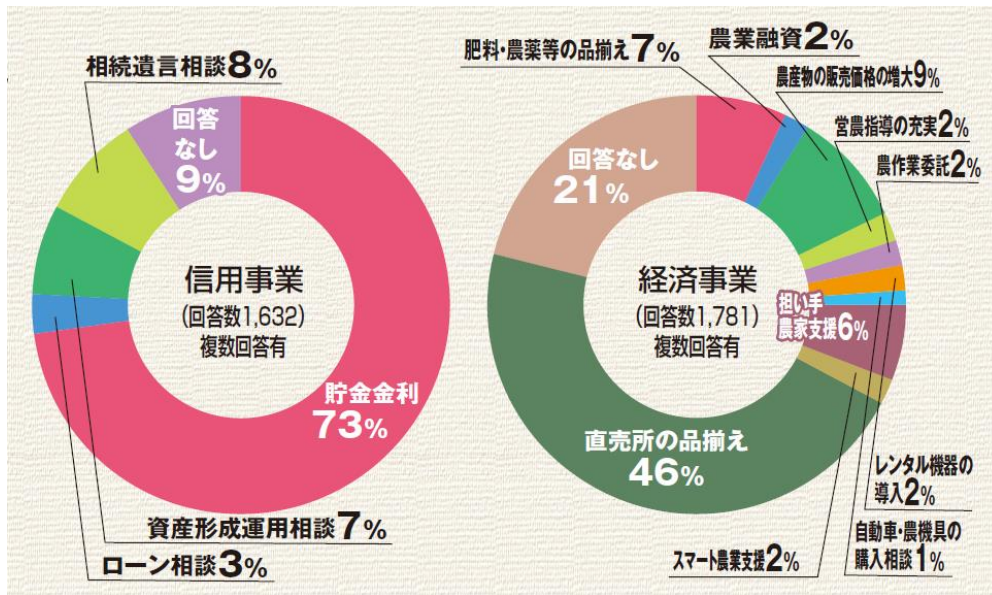
- ・本店3階大会議室において地区別総代懇談会を開催しました



【 日頃の感謝と、より良いJAにするため 】

- ・日頃のご愛顧に感謝し、年金受給者のつどい和楽器演奏集団独楽（こま）の演奏・君小路あやまるによるエンターテインメントショーの他、大木こだまひびき と かつみ♥さゆりの漫才をアワーズホールで開催しました
- ・ローン契約者の方を主にお招きし、スイートコーン収穫体験を開催しました
- ・「明石市子ども基金」「自治体の防災と減災に向けた取り組み」を寄付活動により支援しました
- ・ご利用者アンケートにより、肥料価格高騰に対する助成やキャンペーン金利の上乗せ幅を増やし、預入期間も選べるようにしたり、フレコンの値下げも実施しました





ご利用者アンケートで頂いた意見を運営に活かしてまいります

ご利用者アンケート結果より、JAに期待すること、力を入れてほしいこと

7 農業振興活動

JAあかしは、協同組合として組合員の「営農と暮らし」を守り、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

① 安全・安心な農産物づくりへの取組み

生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

② 部会組織の育成・支援

地域農業の担い手として、部会組織の育成・支援をすすめています。

③ 地産地消の取組み

管内3ヶ所にファーマーズマーケット（農産物直売所）を設置し、地域の消費者に新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。また、令和元年6月に（株）エコーブ近畿との直売事業共同運営店舗「JAファーマーズプチ・フレッシュ・モア江井ヶ島」をオープンしました。

④ 食育の取組み

収穫体験等の農作業体験を通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えています。

⑤ 新たな農業施設投資への助成

JA独自の農業施設（ビニールハウス）投資への助成と県補助事業を利用し、施設整備に取り組ましました。

⑥ 信用事業からの農業投資に対する融資等の支援活動

信用事業の面から地域農業の活性化に貢献すべく、農業融資に対して独自の利子助成制度を設けています。また、農業金融プランナーの育成に取り組んでいます。

8 地域貢献情報

J Aあかしは、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

◆ 社会貢献活動

- ① 農業体験活動の取り組み
- ② 偽造キャッシュカード・振り込め詐欺対策
- ③ 環境創造型設備等導入の住宅に対する住宅ローン利用者への助成
- ④ こどもサポート定期貯金募集（貯金額に応じて明石市こども基金へ寄付）
- ⑤ 環境問題への取組み（省エネルギーを实践するため、「クールビズ」の実施）

◆ 地域貢献活動

（1）地域からの資金調達状況

① 貯金残高（令和7年3月末現在）（単位：百万円）

種 類	残 高
当座性	58,601
定期性	126,701
小 計	185,302
譲渡性	-
合 計	185,302

（2）地域への資金供給状況

① 貸出金残高（令和7年3月末現在）（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	-
その他制度資金	-
農業関連融資	50
事業関連融資	5,073
住宅関連融資	33,264
生活関連融資	738
その他	45
合 計	39,171

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員においては、地元町内会の清掃活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しております。

◆ 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する体制整備

兵庫県の改良普及センターと連携して、各種研修会、相談会を実施、農業者の農業技術・生産性向上に向けた支援活動を行っています。

(3) 持続可能な地域農業と地域への貢献

地域密着型のJA運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

9 リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難に

なる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◆ 金融 A D R 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口（電話：078-934-5800（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359））にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証、評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び常務理事、監事に報告し被監査部門に通知され、被監査部門の改善に取り組んでいます。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じるようにしています。

10 経営者保証ガイドライン

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当 JA は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。当 JA は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

◆ 本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>)

日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

11 自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、21.12%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あかし農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	424百万円（前年度424百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

12 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

◆ 経済事業

(1) 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材や生活に必要な物資を、計画的に仕入れることで流通経費等を節約し、組合員に少しでも安く、安全で品質の良い品物を安定的に供給することを目的としています。

(2) 販売事業

農産物は、天候に左右されやすく季節的生産物であり、価格が常に変動し不安定です。そこで、計画的に出荷をすることによって、市場での価格が安定するように供給量の調整を行うことがJAの販売事業です。また、地産地消の取り組みの一環として農産物直売所を運営し、地元で採れた新鮮な農産物の販売を行っています。

◆ 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替等、銀行業務と言われる内容の業務です。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫の3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金・県税・市町村税・各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	内容	預入期間	預入金額
普通貯金 普通貯金(無利息型)	いつでも、いくらでも自由に出し入れができ、公共料金・税金等の自動支払や各種年金・給料・配当金等の自動受取に大変便利です。	期間の定めはありません	1円以上
当座貯金	商取引に必要な手形、安全・便利な小切手をご利用いただけます。	期間の定めはありません	1円以上
通知貯金	短期間にまとまったお金を有利に運用できます。	7日間以上	50,000円以上
納税準備貯金	納税資金の計画的な積立にご利用下さい。非課税です。	期間の定めはありません	1円以上
貯蓄貯金	個人専用。給与、年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いには利用できませんが、出し入れ自由であり、キャッシュカードも利用可能です。 普通貯金感覚で、使いながら有利に増やせる貯金です。	期間の定めはありません	1円以上

総合口座	普通貯金に定期貯金および定期積金をセット預入された定期貯金および定期積金の掛込残高を担保に、その合計額の90%最高300万円まで自動的に融資がご利用いただけます。1冊の通帳に「貯める、借りる、受け取る、支払う」という4つの機能がパックされており、家計のメイン化を果たす商品です。	(セット出来る定期貯金・定期積金)・定期貯金1ヶ月以上・定期積金1年以上	(セット出来る定期貯金・定期積金)・定期貯金10,000円以上・定期積金掛込額1,000円以上
定期積金	毎月一定のご希望金額を積立させていただきます。	1年以上7年以内	1,000円以上
期日指定定期貯金	個人専用。お預入れ後1年を経過すると、1ヶ月前までのご連絡でいつでもお引き出しになれます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上300万円未満
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	金融市場の実勢を反映した高利回り商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上(預入金額300万円未満と300万円以上で預入期間別の利率が適用されます)また、1年ものは、金額階層200万円未満、200万円以上350万円未満、350万円以上の3段階となります。
自由金利型定期貯金 (大口定期貯金)	金融市場の実勢を反映した金利を適用するまとまった資金の運用に最適な大型定期貯金です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上で1円単位
変動金利型定期貯金	定期貯金は、これまで満期まで利率が変わらない固定金利型でしたが預入期間中に一定のルールで、利率が変動するタイプの定期貯金です。	1年以上3年以内	1円以上1円単位
利息分割受取型定期貯金	スーパー定期(単利型)、大口定期(単利型)で個人の方で、利息を1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月ごとに中間利払として受け取ることが可能です。	1年以上 10年以内	スーパー定期 1円以上1円単位 大口定期 1,000万円以上 1円単位
財形貯蓄	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引き積立ですから無理なく貯められます。		
財形年金	将来の年金資金を貯める貯蓄で、元金550万円(財形住宅と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1円以上
財形住宅	住宅取得のための資金を貯める貯蓄で、元金550万円(財形年金と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1円以上
財形期日指定定期	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家、進学融資の特典も受けられます。	3年以上	1円以上

(2) 貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金などを融資しています。

また地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種 類	資金使途	貸出金額	期 間	担保・保証人	保証料
貸貸ローン	組合員の土地資産を守りながら有効に資産運用をご利用いただけます。	100万円以上 6億円以内	35年以内	土地・建物・保証人	無
相続ローン	農地等を相続取得された組合員に相続税納付に必要な資金を提供いたします。	100万円以上 6億円以内	30年以内	土地・建物・保証人	無
住宅ローン2	組合員の住宅建設等に必要な資金を低利、長期に融資いたします。	50万円以上 5,000万円以内	35年以内	土地・建物・保証人	無
リフォームローン2	組合員の住宅環境の整備、改善に必要な資金を幅広く融資いたします。	10万円以上 500万円以内	30年以内	土地・建物・保証人	無
貸貸住宅ローン	土地を保有する組合員に対し、貸貸建物建設に必要な資金を提供いたします。	100万円以上 4億円以内	30年以内	土地・建物・保証人	有
住宅ローン	組合員の住宅建設等に必要な資金を低利、長期に融資いたします。	10万円以上 2億円以内	50年以内	土地・建物・保証人	有
リバースモーゲージローン	組合員（満50歳以上の方）のご自宅を担保に、暮らしに必要な資金を融資いたします。	300万円以上 1億円以内	1年間 自動延長	土地・建物・保証人	有
リフォームローン	組合員の住宅環境の整備、改善に必要な資金を幅広く融資いたします。	10万円以上 1,500万円以内（借換を含む場合は2,000万円以内）	15年以内	不要	有
教育ローン	組合員及び員外の方に子弟の就学に必要な資金をご融資いたします。	1,000万円以内	15年以内	不要	有
マイカーローン	組合員及び員外の方の自動車購入資金・車検・修理費用に必要な資金を融資いたします。	1,000万円以内	10年以内	不要	有
フリーローン	組合員および員外の方に生活の向上に必要な資金を簡便な手続きでご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要	有
多目的ローン	組合員および員外の方に生活の向上に必要な資金を融資いたします。	500万円以内	10年以内	不要	有
ワイドカードローン	組合員及び員外の方にお使い道自由、急な出費にお役立てください。	500万円以内	1年間 自動延長	不要	有

（3）為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

(4) 投資信託業務

ニーズに応じた資産運用相談にお応えするため、運用方法のアドバイスを含め投資信託の窓口販売を行っています。少額から始められる「投信つみたてサービス」でも購入可能で手軽に始めることができ「NISA」や「つみたてNISA」もご利用いただけます。

(5) サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国の農協での貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、様々なサービスに努めています。

種類	特徴
キャッシュサービス	当JAの本支店及び〔Mics(全国キャッシュサービス)〕マークのある全国のJA・金融機関でもキャッシュカードを使って現金をお引き出しにすることができます。 【当JAのご利用時間】 平日 午前8：00～午後9：00（大久保・江井ヶ島） 午前8：45～午後7：00（大久保北・明石東） 午前8：30～午後9：00（西明石） 午前9：00～午後9：00 （JAファーマーズ プチ・フレッシュ・モア江井ヶ島） 土曜日 午前9：00～午後5：00 日曜・祝日 午前9：00～午後5：00（大久保・江井ヶ島・西明石）
自動受取り	厚生年金・国民年金・株式配当金等が、お受取日に自動的にご指定の貯金口座に振込まれます。
自動支払い	一度手続きするだけで、公共料金、税金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の貯金口座から自動的に支払われます。
給与振込み	給料、ボーナスが自動的にご指定の貯金口座に振込まれます。給料日に出張や休暇と重なった場合でも〔Mics(全国キャッシュサービス)〕マークのある全国のJA・金融機関でお引出しができます。
送金・振込	当JAの本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地のJA・金融機関のご指定の貯金口座から迅速にお振込みが可能です。
JAカード	JAカード加盟店は国内はじめ海外199か国に980万店以上、百貨店・レストラン・ホテル・ゴルフなど各業種の有名店ばかりです。ショッピング・食事・レジャーもサイン一つでお楽しみになれます。

①振込手数料

窓口にて振込

項目	金額条件	宛先	1件あたり手数料 (税込)
	3万円未満	当JA	無料
	3万円以上	自店	無料
		他店	220円
電信扱い	3万円未満	系統JA宛	220円
	3万円以上		440円
文書扱い	3万円未満	系統JA宛	110円
	3万円以上		330円
電信扱い	3万円未満	他行宛	550円
	3万円以上		770円
文書扱い	3万円未満	他行宛	440円
	3万円以上		660円

A T Mにて振込

項目	金額条件	宛先	1件あたり手数料 (税込)
現金	3万円未満	当JA宛	無料
		県内JA宛	無料
		県外JA宛	330円
		他行宛	440円
	3万円以上	当JA宛	無料
		県内JA宛	無料
		県外JA宛	440円
		他行宛	660円
キャッシュカード	3万円未満	当JA宛	無料
		県内JA宛	無料
		県外JA宛	165円
		他行宛	165円
	3万円以上	当JA宛	無料
		県内JA宛	無料
		県外JA宛	330円
		他行宛	330円

J A ネットバンクにて振込

金額条件	宛先	1件あたり手数料 (税込)
3万円未満	当JA宛	無料
	系統JA宛	220円
	他行宛	220円
3万円以上	当JA宛	無料
	系統JA宛	440円
	他行宛	440円

法人ネットサービスにて振込

金額条件	宛先	1件あたり手数料 (税込)
3万円未満	当JA同一支店宛	無料
	当JA他支店宛	110円
	系統JA宛	110円
	他行宛	440円
3万円以上	当JA同一支店宛	無料
	当JA他支店宛	330円
	系統JA宛	330円
	他行宛	660円

アンサーサービスにて振込

金額条件	宛先	1件あたり手数料 (税込)
3万円未満	当JA宛	無料
	系統JA宛	110円
	他行宛	220円
3万円以上	当JA宛	220円
	系統JA宛	220円
	他行宛	440円

② A T M 手数料

提携 A T M 利用手数料

提携金融機関名	取引内容	平日	土曜	日曜祝日および
		8:45～18:00	9:00～14:00	左記以外時間帯
セブン銀行	入出金	110 円	110 円	220 円
ローソン銀行	入出金	110 円	110 円	220 円
イーネット	入出金	110 円	110 円	220 円
ゆうちょ銀行	入出金	110 円	220 円	220 円

③ その他手数料

代金取立手数料

項 目	条 件		1 件あたり手数料 (税込)	
代金取立	同地宛		—	220 円
		系統間	—	440 円
	隔地宛	他行間	普通扱	660 円
			至急扱	880 円

送金手数料

項 目	条 件		1 件あたり手数料 (税込)
送金	普通	当 JA 宛	440 円
		系統 JA 宛	440 円
		他行宛	660 円
	電信		880 円

その他為替業務手数料

項 目	条 件		手数料 (税込)
給与振込手数料	他行宛	1 件につき	110 円
送金・振込組戻料		1 件につき	660 円
不渡手形返却料		1 通につき	660 円
取立手形組戻料		1 通につき	660 円
取立手形店頭呈示料		1 通につき	660 円
	(ただし上記を超える実費を要する場合はその実費)		

◆ 資産相談事業

(1) 相談事業

相続税を中心として、相続発生前の試算およびその対策の相談、相続発生後は申告のお手伝いをしています。また、定例の相続遺言個別相談会を実施し、遺言書作成のサポートを行っています。

(2) 資産管理事業

都市化地域における農地の有効適切な利用に向けて、土地は極力売らずに活用する事を基本に、組合員の農地利用については収入（フロー）と資産（ストック）の両面から個々の組合員の長期的生活設計づくりという観点からお世話（資産管理）と適切な相談に応じます。

◆ 利用事業

(1) ライスセンター・育苗センター

近年の高齢化と兼業化により、農業経営は米単作型志向にあり、生産性の低下や土地利用等の低下および農業機械の過剰投資となっています。その為、生産等のコスト低減、労働時間の短縮を図る目的で施設を稼働させています。

◆ 共済事業

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

定期生命共済(通減期間設定型)

みちびき

お手頃な共済掛金でライフステージに応じた
必要十分な万一保障をしっかり準備

- Point 1 ライフステージに応じて保障金額を通減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
- Point 2 通減開始時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり柔軟な保障設計ができます。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

生存給付特則付 一時払終身共済(平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス!
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

医療共済

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が 受け取れる充実の医療保障

- Point 1 日帰り入院*1からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
- Point 2 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。
- Point 3 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

*1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方も ご加入しやすい医療保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
- Point 3 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。
*ご契約成立後、1年以内の入院・手術・放射線治療・先進医療によりお支払いする共済金の額は50%となります。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

- Point 1 上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
- Point 2 通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。
- Point 3 まとまった一時金が受け取れる診断保障*1や、がん診断後の共済掛金の払い込みを免除する保障*2など、ご意向にあわせて保障内容を自由に設計できます。
*1 診断保障ありの契約の場合
*2 がん診断時共済掛金払込免除特則を付加した場合

生活障害共済

働くわたしのささエール

病気やケガにより身体に障害が残ったとき 収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

- Point 1 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
*責任開始時以後に生じた病気またはケガにより、被共済者が身体障害者福祉法に定める1~4級の身体障害状態に該当し、同法に基づき1~4級の身体障害者手帳が交付されたときにお支払いします。
- Point 2 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 3 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

特定重度疾病共済
身近なリスクに

そなエール

「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に 備えられる幅広い保障

- Point 1 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- Point 2 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- Point 3 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障

- Point 1 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
- Point 2 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でご加入いただけます。
*ご契約成立後はじめの1年間は認知症・軽度認知障害の保障はありません。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
*「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。
- Point 3 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 死亡給付金は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。
*2025年1月末現在の法令等に基づきます。

予定利率変動型年金共済

ライフロード

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。^{*1}
- Point 2 個人年金保険料控除が受けられます。
^{*2 *3}
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

*1 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
*2 所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合。
*3 2025年1月末現在の法令等に基づきます。

こども共済

お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障

- Point 1 学資金のお受け取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- Point 2 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- Point 3 ご契約者（親族）がもしものとき^{*1}その後の共済掛金はいただきません。^{*2}
- Point 4 お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。^{*3}

*1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。
*2 共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合があります。
*3 ご契約者の年齢や健康状態に関わらず契約いただけるプランもございます。



いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害によるケガ等に備える

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

その他の保障

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

※共済金のお支払いには所定の条件があります

施設賠償

生産物賠償

保管物賠償

生産物回収費用



火災はもちろん、地震にも備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

自動車共済 クルマスター

お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 安心の充実保障！
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 頼れる各種サービス！
24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 お得な掛金割引！
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。



農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

- Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- Point 2 農地面積と支払い限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
- Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

[25281000351]

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◆ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◆ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和5年3月末における残高は1,651億円となっています。

◆ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◆ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

◆ 兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

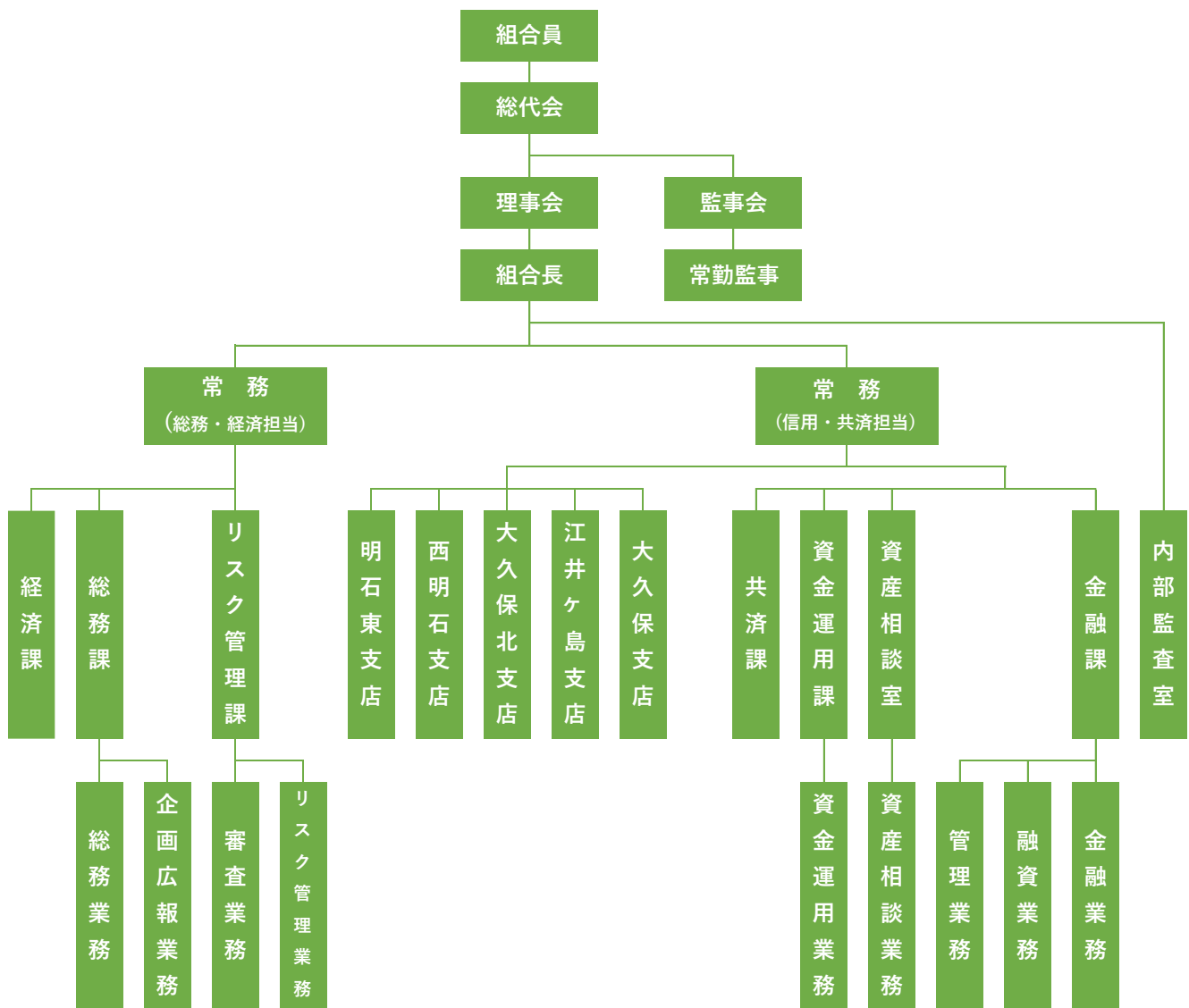
II JAの概要

1 沿革・あゆみ

平成4年10月1日	明石市、大久保町内の2JAが合併「あかし農業協同組合」発足
平成11年10月25日	Aコープ江井ヶ島店 キャッシュコーナーオープン
平成12年3月21日	大久保支店キャッシュコーナーリニューアル
平成13年8月28日	ライスセンター完成
平成14年12月2日	西明石支店新事務所にて営業開始
平成15年8月2日	農産物直売所フレッシュ・モア大久保店営業開始
平成16年12月10日	貯金残高1,000億円達成
平成17年1月30日	明石東支店新事務所にて営業開始
平成19年4月2日	江井ヶ島支店新事務所にて営業開始
平成19年12月15日	農産物直売所フレッシュ・モア西明石店営業開始
平成21年11月30日	大久保北支店新事務所にて営業開始
平成21年12月16日	農業倉庫前で水曜朝市を開始
平成22年9月1日	ライスセンター保有米の農業倉庫保管を開始
平成23年11月12日	第1回JAあかし ふれあいフェスタ
平成24年2月20日	玄米色彩選別機(2基)設置
平成24年7月24日	貯金残高1,500億円達成
平成24年9月25日	合併20周年記念事業として明石市防犯協会に青色防犯パトロール車(1台)寄贈
平成24年10月1日	合併20周年
平成24年11月23日	第2回JAあかし ふれあいフェスタ
平成25年3月8日	担い手部会結成
平成25年11月23日	第3回JAあかし ふれあいフェスタ
平成26年11月22日	第4回JAあかし ふれあいフェスタ
平成27年7月1日	フレッシュ・モア水曜朝市 から 農産物直売所フレッシュ・モア大久保駅前店に名称変更し営業開始
平成27年11月21日	第5回JAあかし ふれあいフェスタ
平成28年10月31日	農産物直売所フレッシュ・モア大久保駅前店の営業を拡大
平成28年11月26日	第6回JAあかし ふれあいフェスタ
平成29年11月25日	第7回JAあかし ふれあいフェスタ
平成30年11月24日	第8回JAあかし ふれあいフェスタ
令和元年6月8日	JAファーマーズブチ・フレッシュ・モア江井ヶ島オープン
令和元年11月23日	第9回JAあかし ふれあいフェスタ

令和2年11月24日 ・26日～28日	J Aあかしふれあいウイーク
令和4年10月1日	合併30周年
令和5年11月23日	第11回J Aあかし ふれあいフェスタ
令和7年1月18日	第12回J Aあかし ふれあいフェスタ

2 機構図 (令和7年6月末日現在)



3 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
正組合員	1,315	1,354	△39
個 人	1,315	1,354	△39
法 人	0	0	0
准組合員	9,242	9,255	△13
個 人	9,218	9,232	△14
法 人	24	23	1
合 計	10,557	10,609	△52

4 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
キャベツ部会	18 名
産直部会	88 名
担い手部会	6 名

5 地区一覧

支 店 名	地 区 名
大久保支店	大久保町、谷八木、西脇、福田、西大窪、山ノ下、森田、天郷
江井ヶ島支店	八木、西八木、東江、西江、東島、西島
大久保北支店	大窪、中ノ番、松陰、松陰新田
西明石支店	藤江、鳥羽新田、弁財天、西鳥羽、鳥羽、和坂、小久保
明石東支店	大蔵町、太寺、上ノ丸、船上、大道、林、東松江、西松江

6 役員構成（役員一覧）

（令和7年6月末現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	大西弘訓	理事	井上和彦
常務理事	大内一幸	〃	木内隆司
常務理事	石森啓史	〃	伊藤昌恭
理事	濱田辰生	〃	山本純代
〃	吉里雅史	〃	藤井和子
〃	櫻井彰人	代表監事	橘忠彦
〃	水田敏明	常勤監事	芝地教代
〃	藤田守	監事	藤井秀樹
〃	田中丈博	員外監事	井津井一弘

7 職員数

（単位：名）

区分	男性	女性	合計
一般職員	33（－）	44（－）	77（－）
営農指導員	3（－）	0（－）	3（－）
契約職員	0（－）	4（－）	4（－）
派遣職員	0（－）	1（－）	1（－）
パート職員	0（－）	8（－）	8（－）
嘱託職員	5（5）	0（－）	5（5）
合計	41（5）	57（－）	98（5）

（注）（ ）はうち常用臨時雇用者です。

8 事務所の名称及び所在地

(令和7年6月現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM
本店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目7-4	934-5800	—
大久保支店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目7-4	936-2031	ATM 2 台
江井ヶ島支店	674-0064	明石市大久保町江井島759-1	946-0213	ATM 1 台
大久保北支店	674-0051	明石市大久保町大窪950-2	935-3765	ATM 1 台
西明石支店	673-0005	明石市小久保2丁目8-4	927-0731	ATM 2 台
明石東支店	673-0892	明石市本町2丁目3-6	918-2222	ATM 1 台
農業倉庫	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目2-10	—	—
集出荷場・ 育苗センター	674-0051	明石市大久保町大窪2337-3	935-0027	—
ライスセンター	674-0051	明石市大久保町大窪2345-2	936-2678	—
農産物直売所 フレッシュ・モア大久保店	674-0051	明石市大久保町大窪2346	935-4717	—
農産物直売所 フレッシュ・モア西明石店	673-0005	明石市小久保2丁目8-4	927-0775	—
農産物直売所 フレッシュ・モア大久保駅前店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目2-10	934-6333	—

III 決算の状況

1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
(資産の部)				
1 信用事業資産		190,993,959		192,813,484
(1) 現金		429,148		312,771
(2) 預金		146,127,668		150,430,470
系統預金		146,127,265		150,429,964
系統外預金		403		506
(3) 有価証券		4,227,309		3,137,104
国債		2,065,558		1,864,127
地方債		495,161		100,000
社債		1,666,588		1,172,977
(4) 貸出金		39,171,482		37,995,534
(5) その他の信用事業資産		1,127,304		1,035,043
未収収益		62,401		24,643
その他の資産		1,064,903		1,010,400
(6) 貸倒引当金(控除)		△88,953		△97,439
2 共済事業資産		3,507		4,247
3 経済事業資産		98,894		79,821
(1) 経済事業未収金		7,676		8,377
(2) 経済受託債権		79,970		60,135
(3) 棚卸資産		7,914		7,587
(4) その他の経済事業資産		3,408		3,803
(5) 貸倒引当金(控除)		△75		△82
4 雑資産		62,802		57,867
5 固定資産		915,458		889,252
(1) 有形固定資産		911,818		887,792
建物		1,324,849		1,324,849
機械装置		272,754		192,300
土地		339,890		340,090
その他の有形固定資産		306,134		361,275
減価償却累計額(控除)		△1,331,809		△1,330,724
(2) 無形固定資産		3,639		1,460
6 外部出資		8,237,281		8,229,281
系統出資		8,016,359		8,016,359
系統外出資		190,922		182,922
子会社等出資		30,000		30,000
7 前払年金費用		29,269		34,581
8 繰延税金資産		43,922		41,932
資産の部合計		200,385,096		202,150,467

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	185,798,142	187,844,554
(1) 貯金	185,302,722	187,367,671
(2) その他の信用事業負債	495,420	476,882
未払費用	127,081	68,554
その他の負債	368,338	408,327
2 共済事業負債	246,001	366,639
(1) 共済資金	148,529	270,175
(2) 未経過共済付加収入	93,040	92,768
(3) その他の共済事業負債	4,432	3,696
3 経済事業負債	86,130	48,299
(1) 経済事業未払金	6,885	4,058
(2) 経済受託債務	77,683	41,822
(3) その他の経済事業負債	1,561	2,418
4 雑負債	170,033	220,552
(1) 未払法人税等	100,350	151,375
(2) その他の負債	69,682	69,176
5 諸引当金	74,831	66,968
(1) 賞与引当金	19,048	18,882
(2) 役員退職慰労引当金	15,180	5,580
(3) 特例業務負担金引当金	40,603	42,506
負債の部合計	186,375,139	188,547,014
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	14,009,957	13,603,453
(1) 出資金	424,949	424,098
(2) 資本準備金	1,554	1,554
(3) 利益剰余金	13,586,362	13,179,495
利益準備金	854,082	854,082
その他利益準備金	12,732,280	12,325,413
信用事業基盤強化積立金	1,592,500	1,542,500
有価証券価格変動積立金	1,167,196	867,196
施設整備積立金	1,369,923	1,329,477
災害等対策積立金	1,600,000	1,500,000
経営基盤強化積立金	142,558	142,558
農業支援積立金	49,272	44,602
合併30周年記念事業積立金	128,629	133,900
特別積立金	6,001,468	6,001,468
当期末処分剰余金	680,731	763,709
(うち当期剰余金)	(423,676)	(516,513)
(4) 処分未済持分	△2,909	△1,694
純資産の部合計	14,009,957	13,603,453
負債及び純資産の部合計	200,385,096	202,150,467

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業総利益	1,343,232	1,385,201
事業収益	1,730,011	1,688,085
事業費用	386,778	302,884
(1) 信用事業収益	1,370,431	1,358,330
資金運用収益	1,337,526	1,328,076
(うち預金利息)	(862,794)	(860,241)
(うち有価証券利息)	(33,623)	(22,722)
(うち貸出金利息)	(333,662)	(324,149)
(うちその他受入利息)	(107,446)	(120,962)
役務取引等収益	31,045	28,254
その他経常収益	1,858	1,999
(2) 信用事業費用	264,190	191,748
資金調達費用	192,987	97,341
(うち貯金利息)	(190,276)	(93,880)
(うち給付補てん備金繰入)	(82)	(274)
(うち借入金利息)	(478)	(82)
(うちその他支払利息)	(2,149)	(3,103)
役務取引等費用	3,707	3,841
その他経常費用	67,495	32,803
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△8,486)	(△18,645)
信用事業総利益	1,106,240	1,166,582
(3) 共済事業収益	221,007	198,746
共済付加収入	203,567	185,587
その他の収益	17,440	13,159
(4) 共済事業費用	10,362	8,196
共済推進費	3,812	3,431
その他の費用	6,549	4,764
共済事業総利益	210,645	190,550
(5) 購買事業収益	56,222	59,282
購買品供給高	54,976	56,542
購買手数料	568	1,548
その他の収益	678	1,190
(6) 購買事業費用	49,903	50,666
購買品供給原価	49,148	49,147
その他の費用	754	1,518
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(64)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7)	-
購買事業総利益	6,319	8,616
(7) 販売事業収益	62,042	54,634
販売品販売高	23,006	19,411
販売手数料	19,892	16,838
直売所手数料	16,265	15,898

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
	その他の収益	2,878	2,485	
(8) 販売事業費用	45,338	37,372		
販売品販売原価	19,206	15,987		
その他の費用	26,131	21,385		
販売事業総利益	16,704	17,261		
(9) 保管事業収益	1,799	1,643		
(10) 保管事業費用	1,525	1,185		
保管事業総利益	274	458		
(11) 利用事業収益	16,726	15,608		
(12) 利用事業費用	14,800	11,550		
利用事業総利益	1,926	4,058		
(13) 宅地等供給事業収益	5,382	3,095		
(14) 宅地等供給事業費用	87	126		
宅地等供給事業総利益	5,294	2,969		
(15) 指導事業収入	477	661		
(16) 指導事業支出	4,651	5,957		
指導事業収支差額	△4,174	△5,295		
2 事業管理費	890,193	770,372		
(1) 人件費	549,527	471,790		
(2) 業務費	143,586	131,723		
(3) 諸税負担金	58,628	53,852		
(4) 施設費	137,178	111,750		
(5) その他事業管理費	1,272	1,255		
事業利益	453,038	614,828		
3 事業外収益	104,288	106,445		
(1) 受取雑利息	406	364		
(2) 受取出資配当金	93,213	91,752		
(3) 貸貸料	4,926	5,062		
(4) 雑収入	5,741	9,265		
4 事業外費用	6,818	7,698		
(1) 寄付金	585	427		
(2) 農業経営支援助成	5,329	5,397		
(3) 雑損失	903	1,874		
経常利益	550,509	713,575		
5 特別利益	1,223	-		
(1) 固定資産売却益	1,223	-		
6 特別損失	10,662	22,525		
(1) 固定資産処分損	5,391	-		
(2) 合併30周年記念事業費用	5,270	22,525		

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
税引前当期利益	541,070	691,050
法人税・住民税及び事業税	119,384	170,111
法人税等調整額	△1,990	4,425
法人税等合計	117,393	174,537
当期剰余金	423,676	516,513
当期首繰越剰余金	238,127	178,840
有価証券価格変動積立金取崩額	-	32,803
施設整備積立金取崩額	8,327	7,629
農業支援積立金取崩額	5,329	5,397
合併30周年記念事業積立金取崩額	5,270	22,525
当期未処分剰余金	680,731	763,709

3 注記表

【 令和6年度 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1)資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(千円)

項目	金額
建物	649
構築物	18,028
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合計	30,269

(注)平成21年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2)為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3)子会社等に対する金銭債権の総額 - 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 30,786 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4)理事及び監事に対する金銭債権の総額 65,279千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありませ

ん。

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

3. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額 1,342千円
うち事業取引高 1,218千円
うち事業取引以外の取引高 124千円

(2)子会社等との取引による費用総額 5,637千円
うち事業取引高 5,637千円
うち事業取引以外の取引高 0千円

4. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、社債の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%減少したものと想定した場合には、経済価値が124,245千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

< 金融商品の時価等に関する事項 >

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	146,127,668	145,864,536	△263,131
有価証券 満期保有目的の債券	4,227,309	3,731,660	△495,649
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	39,171,482 △88,953 39,082,528	38,895,273	△187,255
資産計	189,437,506	188,491,470	△946,035
貯金	185,302,722	184,798,299	△504,422
負債計	185,302,722	184,798,299	△504,422

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額 (単位:千円)
外部出資	8,237,281

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	146,127,668	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	100,000	100,000	500,000	3,600,000
貸出金(*1)	1,859,958	1,721,197	1,674,848	1,620,615	1,630,680	30,664,181
合計	147,987,626	1,721,197	1,774,848	1,720,615	2,130,680	34,264,181

(*1)貸出金のうち、当座貸越 69,362 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	157,016,738	18,205,917	3,706,778	3,211,056	3,074,676	87,553

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	67,610	81,180	13,570
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,065,558	1,637,640	△427,918
	地方債	495,161	479,840	△15,321
	社債	1,598,978	1,533,000	△65,978
合 計		4,227,309	3,731,660	△495,649

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は80,315千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△34,581
② 退職給付費用	12,734

③ 退職給付の支払額	△1,160
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△6,262
⑤ 期末における前払年金費用(① + ② + ③ + ④)	△29,269

(3)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表
(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	99,586
② 確定給付型年金制度の積立額	△128,855
③ 未積立退職給付債務(① + ②)	△29,269
前払年金費用	△29,269

(4)退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	12,734
② 臨時に支払った割増退職金	-
③ 退職給付費用(① + ②)	12,734

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金5,638千円は「厚生費」で処理しています。

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金5,804千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、40,603千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	6,087
	未払金	11,820
	役員退職慰労引当金	4,341
	特例業務負担金引当金	11,571
	国債等債券償却	9,381
	未払事業税	9,090
	子会社株式	1,573
	小 計	53,866
	評価性引当額	△1,573
	合 計 ①	52,293
負 繰 延 税 金	前払年金費用	△8,371
	合 計 ②	△8,371
繰延税金資産の純額 ①-②		43,922

(2)法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.40
	住民税均等割	0.12
	評価性引当額の増減	0.01
	税額控除	△3.98
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.70

(3)法定実効税率の変更及びその影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【 令和5年度 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒

実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 51,576 千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、(注1)将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和4年6月に作成した3か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1)資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(千円)

項 目	金 額
建物	649
構築物	52,138
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合 計	64,379

(注)平成21年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2)為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3)子会社等に対する金銭債権の総額 ー 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 30,321 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4)理事及び監事に対する金銭債権の総額 35,224 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありせん。

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額	1,654千円
うち事業取引高	1,529千円
うち事業取引以外の取引高	125千円
(2)子会社等との取引による費用総額	6,215千円
うち事業取引高	6,215千円
うち事業取引以外の取引高	0千円

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、社債の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員

会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%減少したものと想定した場合には、経済価値が89,784千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

< 金融商品の時価等に関する事項 >

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	150,430,470	150,346,642	△83,828
有価証券 満期保有目的の債券	3,137,104	2,876,370	△260,734
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	37,995,534 △97,439 37,898,094	37,991,104	93,009
資産計	191,465,669	191,214,116	△251,553
貯金	187,367,671	187,272,213	△95,458
負債計	187,367,671	187,272,213	△95,458

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

③ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期の

ある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

④ 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位:千円)

外部出資(*1) 8,229,281

(*1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	150,430,470	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	100,000	100,000	3,000,000
貸出金(*1)	1,868,642	1,736,846	1,674,174	1,617,985	1,559,648	29,538,235
合計	152,299,112	1,736,846	1,674,174	1,717,985	1,659,648	32,538,235

(*1)貸出金のうち、当座貸越 70,475 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	171,483,528	4,563,571	7,120,499	324,272	3,652,736	223,063

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり

です。

(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	199,541	202,340	2,798
	地方債	100,000	101,490	1,490
	社債	400,000	404,970	4,970
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,664,585	1,414,990	△249,595
	地方債	—	—	—
	社債	772,977	752,580	△20,397
合 計		3,137,104	2,876,370	△260,734

(2) 当年度中において減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、32,803千円(うち、満期保有目的の債権 32,803千円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は84,113千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△31,108
② 退職給付費用	6,472
⑤ 退職給付の支払額	△4,534
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,411
⑤ 期末における前払年金費用	△34,581

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	93,412
② 確定給付型年金制度の積立額	△127,993
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△34,581
前払年金費用	△34,581

(4)退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	6,472
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用(①+②)	6,472

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金6,595千円は「厚生費」で処理しています。

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金5,000千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、42,506千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	6,035
	未払金	11,588
	役員退職慰労引当金	1,556
	特例業務負担金引当金	11,854
	国債等債券償却	9,148
	未払事業税	11,392
	子会社株式	1,533
	小 計	53,110
	評価性引当額	△1,533
	合 計 ①	51,576
負 債 繰 延 税 金	前払年金費用	△9,644
	合 計 ②	△9,644
繰延税金資産の純額 ①-②		41,932

(2)法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.85
	住民税均等割	0.09
	評価性引当額の増減	0.00
	税額控除	△0.92
	その他	△0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.26

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	680	763
2 任意積立金取崩額	86	51
計	767	814
3 剰余金処分量	496	576
(1) 利益準備金	-	-
(2) 任意積立金	480	560
目的積立金	480	560
特別積立金	-	-
(3) 出資配当金	16	16
普通出資に対する配当金	16	16
後配出資に対する配当金	-	-
(4) 事業分量配当金	-	-
4 次期繰越剰余金	270	238

(注)

1. 出資配当金は4.0%の割合で計算し、復興特別所得税を含む税額控除後普通貯金口座へ振込をします。
2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化活動の事業費用に充てるための繰越金が含まれています。令和6年度 21,200,000円 令和5年度 25,900,000円

3. 目的積立金の内訳と積立基準

(単位：百万円)

種 類	積 立 目 的	積立 目標額	3月31日 現在積立額
	取 崩 基 準		
信用事業基盤強化 積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金の確保	期末貯金 残高の 1/100	1,592
	信用事業総利益が大幅に減少し、信用事業の安定性を欠く場合		
有価証券価格変動 積立金	有価証券の価格変動リスク及び売買等における損失発生に備える	-	1,167
	有価証券価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に影響を与える場合		
施設整備積立金	施設等の新築、改築（建替え含む）、改修、更新及び解体等に要する資金を積み立てるものとする	減価償却 資産の取 得価額の 80/100	1,369
	施設等の新築、改築（建替え含む）、改修、更新及び解体等の支出時		
災害等対策積立金	大災害等の発生および感染症の拡大の際の対策資金	-	1,600
	大災害等の発生および行政による緊急事態措置等が発令時に支出		
経営基盤強化 積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備える	2億円	142
	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による予期せぬ支出等により、重大な損失が生じた場合		
農業支援積立金	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備えて、地域農業の継続に必要な資金を積み立てるものとする	2億円	49
	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に農業支援に支出した場合		
合併30周年記念 事業積立金	合併30周年記念事業の資金	-	128
	合併30周年記念事業の開催時		

※ 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てるものとします。

4. 令和6年度目的積立金の取り崩し結果について

(1) 令和6年度決算における取り崩し

第32回総代会の決議に基づき、今期決算において取り崩しを行った目的積立金は以下の通りです。

◆施設整備積立金 (単位：百万円)

内 容	取り崩し額
本支店及び農業施設の改修・更新に充当するもの	51

(2) 令和6年度の理事会決議に基づく取り崩し

令和6年度の理事会の決議に基づき、今期に取り崩しを行った目的積立金は以下の通りです。

◆施設整備積立金 (単位：百万円)

内 容	取り崩し額
施設（ライスセンター等）の修繕費用等に充当するもの	8

◆農業支援積立金 (単位：百万円)

内 容	取り崩し額
生産資材高騰にかかる肥料購入支援金	5

◆合併30周年記念事業積立金 (単位：百万円)

内 容	取り崩し額
合併30周年記念事業に係る貯金奨励	5

5. 令和6年度総代会承認による取り崩し決定

第33回総代会の承認により、取り崩しを予定している目的積立金は以下の通りです。

◆施設整備積立金 (単位：百万円)

内 容	取り崩し額
本支店及び農業施設の改修・更新に充当するもの	86

5 財務諸表の正確性にかかる確認

(本確認書は謄本に相違ありません)

確認書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月31日
あかし農業協同組合
代表理事組合長 大西 弘訓

6 キャッシュ・フロー計算書（間接法）

連結キャッシュ・フロー計算書を作成・記載するため、単体のキャッシュ・フロー計算書は記載しない。

7 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	管農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	1,734,090	1,370,431	221,007	131,001	11,173	477	
事業費用 ②	390,858	264,190	10,362	106,426	5,227	4,651	
事業総利益③(①－②)	1,343,232	1,106,240	210,645	24,574	5,945	△4,174	
事業管理費 ④	890,193	539,387	117,402	223,089	10,197	116	
(うち減価償却費⑤)	(68,740)	(17,487)	(3,443)	(47,521)	(287)	(-)	
うち共通管理費 ⑥		423,380	73,129	137,919	7,056	-	△641,484
(うち減価償却費⑦)		(17,265)	(2,982)	(5,624)	(287)	(-)	(△26,160)
事業利益 ⑧(③－④)	453,038	566,853	93,243	△198,515	△4,252	△4,290	
事業外収益 ⑨	104,288	68,830	11,888	22,422	1,147	-	
うち共通分 ⑩		68,830	11,888	22,422	1,147	-	△104,288
事業外費用 ⑪	6,818	4,500	777	1,465	75	-	
うち共通分 ⑫		4,500	777	1,465	75	-	△6,818
経常利益 ⑬(⑧＋⑨－⑪)	550,509	631,183	104,355	△177,558	△3,180	△4,290	
特別利益 ⑭	1,223	807	139	263	13	-	
うち共通分 ⑮		807	139	263	13	-	△1,223
特別損失 ⑯	10,662	7,037	1,215	2,292	117	-	
うち共通分 ⑰		7,037	1,215	2,292	117	-	△10,662
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	541,070	624,954	103,279	△179,588	△3,284	△4,290	
管農指導事業分配賦額 ⑲		3,526	673	72	17	△4,290	
管農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	541,070	621,427	102,605	△179,661	△3,301		

※①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

(注)

1. 共通管理費等及び管農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(2) 管農指導事業

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その 他事業	管農 指導事業	計
共通管理費等	66.0	11.4	21.5	1.1	0.0	100%
管農指導事業	82.2	15.7	1.7	0.4		100%

8 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

IV 損益の状況

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	1,797	1,756	1,735	1,688	1,730
信用事業収益	1,438	1,416	1,407	1,358	1,370
共済事業収益	198	197	193	198	221
農業関連事業収益	146	138	132	131	137
その他事業収益	14	5	3	3	5
経常利益	794	792	815	713	550
当期剰余金	584	584	567	516	423
出資金	420	423	423	424	424
(出資口数)	(420,495)	(423,114)	(423,782)	(424,098)	(424,949)
純資産額	11,978	12,551	13,098	13,603	14,009
総資産額	201,956	204,106	203,600	202,150	200,385
貯金等残高	188,631	190,268	188,968	187,367	185,302
貸出金残高	35,010	36,425	37,921	37,995	39,171
有価証券残高	996	1,786	2,172	3,137	4,227
剰余金配当金額	12	20	12	16	16
出資配当額	12	20	12	16	16
特別配当額	-	-	-	-	-
(事業利用分量配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
職員数	78	77	85	99	98
単体自己資本比率	18.22	18.88	19.61	20.34	21.12

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減
資金運用収支	1,144	1,230	△86
役務取引等収支	27	24	2
その他信用事業収支	△65	△88	22
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,106 (0.583)	1,166 (0.605)	△60 (△0.022)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,515 (0.674)	1,543 (0.685)	△28 (△0.011)
事業純益	625	773	△148
実質事業純益	625	773	△148
コア事業純益	625	806	△181
コア事業純益 (投資信託解約損益を 除く)	625	806	△181

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益
 －その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）
 －信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益
 －信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
 ＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金
 ＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	189,531	1,337	0.705	192,413	1,328	0.690
うち預金	147,163	970	0.659	151,659	981	0.646
うち有価証券	3,752	33	0.896	2,669	22	0.851
うち貸出金	38,616	333	0.864	38,083	324	0.851
資金調達勘定	184,628	192	0.104	187,822	97	0.051
うち貯金・定期積金	184,579	192	0.104	187,814	97	0.051
うち借入金	48	0	0.978	8	0	1.016
総資金利ざや	-	-	0.539	-	-	0.530

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれて います。

4 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	9	△54
うち預金	△10	△62
うち有価証券	10	8
うち貸出金	9	0
支払利息	95	△16
うち貯金・定期積金	95	△16
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差引	△86	△37

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

V 事業の概況

1 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
流動性貯金	59,771 (32.4)	59,379 (31.6)	3,501
定期性貯金	124,807 (67.6)	128,435 (68.4)	△8,779
その他の貯金	-	-	-
計	184,579 (100)	187,814 (100)	△5,277
譲渡性貯金	-	-	-
合計	184,579 (100)	187,814 (100)	△5,277

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
定期貯金	126,701 (100)	128,168 (100)	△1,467
うち固定金利定期	126,697 (100)	128,164 (100)	△1,467
うち変動金利定期	4 (0)	4 (0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
手形貸付	10	18	△8
証書貸付	38,536	37,870	666
当座貸越	69	70	△1
金融機関貸付	0	123	△123
合計	38,616	38,083	533

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	8,276 (21.1)	7,807 (20.5)	469
変動金利貸出	30,894 (78.9)	30,187 (79.5)	706
合 計	39,171 (100)	37,995 (100)	1,175

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	250	281	△30
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	5,754	6,072	△317
その他担保物	9	17	△7
小 計	6,013	6,370	△356
農業信用基金協会保証	27,647	26,003	1,643
その他保証	5,510	5,621	△111
小 計	33,157	31,625	1,532
信 用	-	-	-
合 計	39,171	37,995	1,175

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	-	-	-
信 用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
設備資金	39,075 (99.8)	37,964 (99.9)	1,111
運転資金	95 (0.2)	31 (0.1)	64
合 計	39,171 (100)	37,995 (100)	1,176

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
農業	801 (2.1)	868 (2.3)	△66
林業	-	-	-
水産業	31 (0.1)	32 (0.1)	0
製造業	5,741 (14.7)	5,213 (13.7)	527
鉱業	-	-	-
建設・不動産業	1,462 (3.7)	1,390 (3.7)	71
電気・ガス・熱供給・水道業	188 (0.5)	194 (0.5)	△6
運輸・通信業	1,676 (4.3)	1,597 (4.2)	78
金融・保険業	591 (1.5)	546 (1.4)	44
卸売・小売・サービス業・飲食業	5,186 (13.2)	5,327 (14.0)	△141
地方公共団体	-	-	-
非営利法人	-	-	-
その他	23,492 (60.0)	22,824 (60.1)	667
合計	39,171 (100)	37,995 (100)	1,175

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 債務保証見返額の担保別内訳残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
農業	60	59	1
耕作	22	15	6
野菜・園芸	17	21	△4
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	21	21	0
農業関連団体等	-	-	-
合計	60	59	1

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	60	54	5
農業制度資金	-	4	△4
農業近代化資金	-	4	△4
その他制度資金	-	-	-
合 計	60	59	1

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
危 険 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
要 管 理 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
正 常 債 権	6年度	39,187				
	5年度	38,013				
合 計	6年度	39,187				
	5年度	38,013				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	97	89	-	97	89	116	97	-	116	97
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	97	89	-	97	89	116	97	-	116	97

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	10	141	10	138
	金 額	18,251	35,031	16,293	33,064
代金取立為替	件 数	0	0	-	0
	金 額	2	47	-	10
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	45	13,540	27	9,050
合 計	件 数	11	142	10	138
	金 額	18,299	48,619	16,320	42,125

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和6年度	令和5年度	増減
国債	2,065	1,864	201
地方債	495	100	395
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	1,666	1,172	494
株式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合計	4,227	3,137	1,090

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
		令和6年度	国債	-	-	99	-	199	1,766
地方債	-		-	195	-	299	-	-	495
政府保証債	-		-	-	-	-	-	-	-
金融債	-		-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-		-	-	-	-	-	-	-
社債	-		100	300	301	670	-	-	1,666
株式	-		-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-		-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	国債	-	-	-	-	99	1,764	-	1,864
	地方債	-	-	-	-	100	-	-	100
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	200	201	671	100	-	1,172
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度			令和5年度			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸 借対照表 計上額を 超えるも の	国 債	-	-	-	199	202	2
	地 方 債	-	-	-	100	101	1
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	67	81	13	400	404	4
	株 式	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	67	81	13	699	708	9	
時価が貸 借対照表 計上額を 超えない もの	国 債	2,065	1,637	△427	1,664	1,414	△249
	地 方 債	495	479	△15	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,598	1,533	△65	772	752	△20
	株 式	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小 計	4,159	3,650	△509	2,437	2,167	△269	
合 計	4,227	3,731	△495	3,137	2,876	△260	

【その他有価証券】

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	612	447

(注) 投資信託残高 (ファンドラップ含む) は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	令和5年度
残高有り投資信託口座数	596	485

2 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	3,380	22,749,197	3,060	22,608,507
	定期生命共済	66	552,350	50	424,500
	養老生命共済	1,686	5,673,545	1,768	6,458,355
	うちこども共済	1,439	3,529,600	1,446	3,607,000
	医療共済	1,526	443,500	1,457	502,400
	がん共済	281	60,000	278	59,000
	定期医療共済	57	173,000	65	190,000
	介護共済	516	1,472,184	433	1,043,752
	認知症共済	26		24	
	生活障害共済	301		245	
	特定重度疾病共済	339		254	
	年金共済	2,631	10,000	2,476	10,000
建物更生共済		3,485	79,842,770	3,574	80,063,665
合 計		14,294	110,976,547	13,684	111,360,180

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		3,068		3,593
	1,526	129,885	1,457	106,665
がん共済	281	1,606	278	1,591
定期医療共済	57	287	65	327
合 計		4,961		5,511
	1,864	129,885	1,800	106,665

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	516	1,784,075	433	1,236,891
認知症共済	26	34,500	24	30,000
生活障害共済 (一時金型)	221	1,065,000	176	852,500
生活障害共済 (定期年金型)	80	79,200	69	71,200
特定重度疾病共済	339	388,900	254	292,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載していません。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,080	1,484,201	1,958	1,370,859
年金開始後	551	299,983	518	281,185
合 計	2,631	1,784,184	2,476	1,652,044

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済の新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,542	22,442,890	15,964	1,583	22,931,060	15,168
自動車共済	2,066	/	83,624	1,990	/	76,163
傷害共済	1,636	2,521,200	1,242	1,540	2,456,200	1,008
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	1	4,000	23	1	4,000	23
賠償責任共済	69	/	143	77	/	155
自賠責共済	340	/	5,368	367	/	5,880
合 計	5,654	/	106,366	5,558	/	98,399

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和5年度
		取扱高	取扱高
生産資材	肥料	-	-
	農薬	-	-
	飼料	-	-
	農業機械	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
生活物資	食品	-	-
	衣料品	53	40
	耐久消費財	5,350	18,617
	日用保健雑貨	161	166
	その他	-	-
	計	5,565	18,824
合 計		5,565	18,824

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示していません。

② 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和5年度	
		取扱高	取扱高	
生産資材	肥料	25,498	28,139	
	農薬	12,073	10,957	
	飼料	19	17	
	農業機械	550	1,090	
	生産資材	16,177	16,130	
	計	54,318	56,335	
生活物資	食品	米	-	-
		生鮮食品	-	-
		一般食品	-	-
	衣料品	234	55	
	耐久消費財	5,350	-	
	日用保健雑貨	638	151	
	計	6,222	207	
合 計		60,541	56,542	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	83,841	55,946
野 菜	58,236	48,770
合 計	142,078	104,717

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示していません。

② 買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	-	35
野 菜	23,006	19,375
合 計	23,006	19,411

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	1,799	1,643
費 用	1,525	1,185
差 引	274	458

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		金 額	
		令和6年度	令和5年度
育苗センター	収 益	4,494	4,517
	費 用	5,352	4,295
	差 引	△858	222
ライスセンター	収 益	12,232	11,090
	費 用	9,447	7,254
	差 引	2,784	3,835

(5) 指導事業取扱実績

(単位：千円)

項目		金額	
		令和6年度	令和5年度
収益	指導事業補助金	-	513
	実費収入	477	148
	計	477	661
費用	営農指導支出	3,339	4,653
	生活指導支出	123	100
	その他指導支出	1,188	1,202
	計	4,651	5,957
差引		△4,174	△5,295

VI 経営諸指標

1 利益率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.276	0.358	△0.082
資本経常利益率	3.927	5.243	△1.316
総資産当期純利益率	0.212	0.259	△0.047
資本当期純利益率	3.022	3.795	△0.773

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率
= 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	
貯貸率	期末	21.139	20.278	0.861
	期中平均	20.921	20.277	0.644
貯証率	期末	2.281	1.674	0.607
	期中平均	1.072	1.421	△0.349

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

VII 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,993	13,586
うち、出資金及び資本準備金の額	426	425
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,586	13,179
うち、外部流出予定額 (△)	16	16
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89	97
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89	97
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	14,082	13,684
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	20	24
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-

項 目		令和6年度	令和5年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	23	25
自己資本			
自己資本の額((イ)―(ロ))	(ハ)	14,058	13,658
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		64,537	64,327
資産(オン・バランス)項目		64,529	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			-
うち、上記以外に該当するものの額			-
オフ・バランス項目		8	
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		-	
勘定間の振替分		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		2,017	2,807
信用リスク・アセット調整額			-
フロア調整額		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	66,554	67,134
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		21.12	20.34

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	312	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,866	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	100	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	150,532	30,106	1,204	
法人等向け	982	452	18	
中小企業等向け及び個人向け	7,254	4,825	193	
抵当権付住宅ローン	1,764	589	23	
不動産取得等事業向け	-	-	-	
三月以上延滞等	-	-	-	
取立未済手形	69	13	0	
信用保証協会等保証付	26,015	2,577	103	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	
共済約款貸付	-	-	-	
出資等	231	231	9	
(うち出資等のエクスポージャー)	231	231	9	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	
上記以外	13,153	25,529	1,021	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外)	200	502	20	

のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連 合会の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャー)	7,997	19,994	799
(うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー)	69	174	6
(うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関す るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に係 る5%基準額を上回る部分に係るエクスポ ージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,884	4,858	194
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される ものの額		-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	202,281	64,327	2,573
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	202,281	64,327	2,573

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b = a × 4%
	2,807	112
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b = a × 4%
	67,134	2,685

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	429	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,067	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	496	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	146,267	29,263	1,170
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	30	1
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,175	437	17
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	6,818	5,288	211
	（うちトラザクター向け）	6	2	0
	不動産関連向け	4,723	3,298	131
	（うち自己居住用不動産等向け）	4,719	3,295	131
	（うち賃貸用不動産向け）	4	2	0
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	
（うちADC向け）	-	-	-	
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	

取立未済手形	35	7	0
信用保証協会等による保証付	27,658	2,740	109
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	239	239	9
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	10,595	23,263	930
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	395	989	39
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,997	19,994	799
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	51	129	5
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,149	2,149	85
証券化	-	-	-
（うち S T C 要件適用分）	-	-	-
（短期 S T C 要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うち STC ・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	200,506	64,537	2,581
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	200,506	64,537	2,581
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	-	-	-
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,017	80	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	66,554	2,662	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,017
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	80
B I	1,344
B I C	161

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載してい

ます。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	200,506	39,200	4,235	-	-	202,281	38,013	3,142	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	200,506	39,200	4,235	-	-	202,281	38,013	3,142	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	100	-	100	-	-	100	-	100	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	100	0	100	-	-	101	1	100	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	304	-	304	-	-	304	-	304	-
	運輸・通信業	301	-	301	-	-	201	-	201	-
	金融・保険業	146,698	-	496	-	-	150,802	-	301	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	369	-	369	-	-	168	-	168	-
	日本国政府・地方公共団体	2,563	-	2,563	-	-	1,966	-	1,966	-
	上記以外	8,341	103	-	-	-	8,344	115	-	-
個人	39,095	39,095	-	-	-	37,896	37,896	-	-	
その他	2,630	-	-	-	-	2,395	-	-	-	
業種別残高計	200,506	39,200	4,235	-	-	202,281	38,013	3,142	-	-
1年以下	146,259	93	-	-	/	150,490	58	-	-	/
1年超3年以下	395	294	100	-	/	299	299	-	-	/
3年超5年以下	1,072	475	596	-	/	715	515	200	-	/
5年超7年以下	720	418	302	-	/	726	524	202	-	/
7年超10年以下	2,174	1,001	1,173	-	/	1,757	884	873	-	/
10年超	38,732	36,668	2,063	-	/	37,368	35,501	1,866	-	/
期限の定めのないもの	11,151	247	-	-	/	10,923	229	-	-	/
残存期間別残高計	200,506	39,200	4,235	-	/	202,281	38,013	3,142	-	/

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	97	89	-	97	89	/	116	97	-	116	97	/
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	国内	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
	国外	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%) F=(E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	429	-	429	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,067	-	2,067	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	496	-	496	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	146,267	-	146,267	-	29,263	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	1,175	-	1,175	-	437	37
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	6,804	133	6,481	13	5,288	81
（うちトランザクター向け）	45	-	65	-	6	2	45
不動産関連向け	20~150	4,723	-	4,567	-	3,298	72
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	4,719	-	4,562	-	3,295	72
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	4	-	4	-	2	60

(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	35	-	35	-	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	27,658	-	27,401	-	2,740	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	239	-	239	-	239	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	10,595	-	10,595	-	23,263	220
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	395	-	395	-	989	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	7,997	-	7,997	-	19,994	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	51	-	51	-	129	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連	150	-	-	-	-	-	-

調達手段に係るエクスポージャー							
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,149	-	2,149	-	2,149	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-					64,537	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,067,777					0	2,067,777							
外国の中央政府及び中央銀行向け														
国際決済銀行等向け														
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	496,138						0	496,138						
外国の中央政府等以外の公共部門向け														
地方公共団体金融機構向け														
我が国の政府関係機関向け														
地方三公社向け														
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け														
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	146,166,801	100,289						0	146,267,090					
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		100,289						0	100,289					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け														
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	501,337	673,964							1	1,175,302				
(うち特定貸付債権向け)														
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等株式等						239,471	0	239,471						
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,560		349,778		935,748	5,203,071		6,495,157						
(うちトラランザクター向け)	6,560					0		6,560						
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	59,579				138,616							4,294,823	69,951	4,562,969
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け						4,266						0	4,266	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け														
	60%	その他	合計											
不動産関連向けうちその他不動産関連向け														
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向けうちADC向け														
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)														
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞														
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	429,148				0	429,148								
取立未済手形			35,995		0	35,995								
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	27,401,275			172	27,401,447								
共済約款貸付														

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	3,032	3,032
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	25,775	25,775
	リスク・ウェイト20%	300	151,165	151,465
	リスク・ウェイト35%	-	1,685	1,685
	リスク・ウェイト50%	574	-	574
	リスク・ウェイト75%	-	6,284	6,284
	リスク・ウェイト100%	-	5,195	5,195
	リスク・ウェイト150%	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	8,268	8,268
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
計	875	201,406	202,281	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
（百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バラ ンス資産項目	オフ・バラ ンス資産項目		
40%未満	178,492	-	-	177,972
40%～70%	679	65	10	685
75%	4,708	60	10	4,644
80%	-	-	-	-
85%	4,803	-	-	4,696
90%～100%	974	1	10	935
105%～130%	-	-	-	-
150%	-	-	-	-
250%	239	-	-	239
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	6	10	0
合計	189,897	133	10	189,174

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	34	563	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	34	563	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：百万円）

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	33	471	-
自己居住用不動産等向け	-	129	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	33	600	-

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.15「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	31	31	31	31
合計	31	31	31	31

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金

利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	16	0	273	51
3	スティープ化	506	504		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	494	277		
7	最大値	506	504	273	51
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	14,058		13,658	

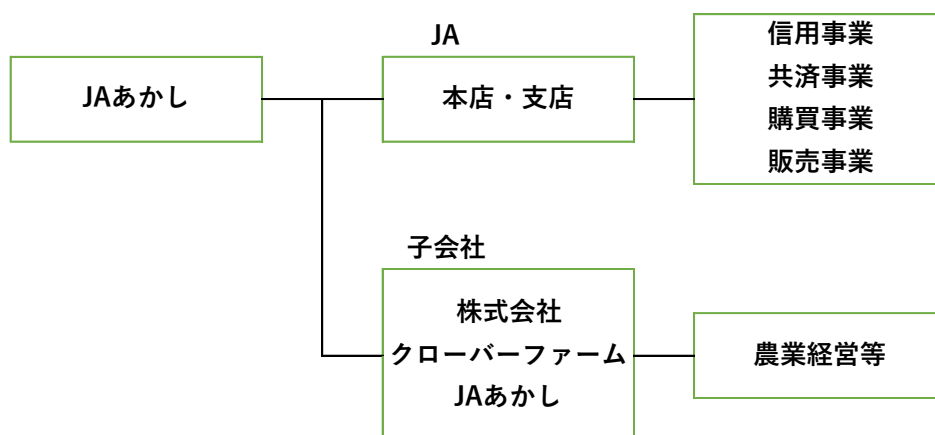
VIII 連結情報

1 グループの概況

(1) グループの事業系統図

JAあかしのグループは、当JA、子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社クローバーファーム JAあかし
主たる営業所又は事務所の所在地	明石市大久保町駅前1丁目7番地の4
事業の内容	農産物の生産および販売、JAの農業施設の作業受託、食農イベントの開催等
設立年月日	平成29年10月2日
資本金又は出資金	3,000万円
JAの議決権比率	100%
当組合及び他の子会社等の議決権比率	100:0
他の組合の議決権比率	0%

(3) 連結事業概況（令和6年度）

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社を連結対象とした決算を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 550 百万円、連結当期剰余金 423 百万円、連結純資産 14,009 百万円、連結総資産 200,355 百万円で、連結自己資本比率は 21.11%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

令和6年度は、地域農業の維持・振興のため、地域農業の一担い手として、農業経営に取り組み、また、JAあかしと連携し、農業体験イベントの開催により、農を基軸とした地域貢献活動に取り組みました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業収益	1,798	1,759	1,739	1,692	1,734
信用事業収益	1,438	1,416	1,407	1,358	1,370
共済事業収益	198	197	193	198	221
農業関連事業収益	138	125	119	115	118
その他事業収益	21	21	20	21	24
連結経常利益	796	794	818	712	550
連結当期剰余金	586	584	568	514	423
連結純資産額	11,977	12,551	13,099	13,603	14,009
連結総資産額	201,926	204,076	203,571	202,121	200,355
連結自己資本比率	18.23	18.89	19.60	20.37	21.11

(注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 「連結自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	190,993,959	192,813,484
(1) 現金及び預金	146,556,817	150,743,241
(2) 有価証券	4,227,309	3,137,104
(3) 貸出金	39,171,482	37,995,534
(4) その他の信用事業資産	1,127,304	1,035,043
(5) 貸倒引当金(控除)	△88,953	△97,439
2 共済事業資産	3,507	4,247
3 経済事業資産	99,047	79,954
(1) 受取手形及び経済事業未収金	7,676	8,377
(2) 棚卸資産	8,067	7,721
(3) その他の経済事業資産	83,378	63,939
(4) 貸倒引当金(控除)	△75	△82
4 雑資産	62,802	58,124
5 固定資産	915,652	889,562
(1) 有形固定資産	912,012	888,102
建物	1,324,849	1,324,849
機械装置	272,754	19,230
土地	339,890	340,090
その他の有形固定資産	307,065	362,207
減価償却累計額(控除)	△1,332,547	△1,331,345
(2) 無形固定資産	3,639	1,460
6 外部出資	8,207,281	8,199,281
7 退職給付に係る資産	29,269	34,581
8 繰延税金資産	43,922	41,932
資産の部合計	200,355,443	202,121,168

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	185,768,484	187,815,237
(1) 貯金	185,273,064	187,338,355
(2) その他の信用事業負債	495,419	476,882
2 共済事業負債	246,001	366,639
(1) 共済資金	148,529	270,175
(2) その他の共済事業負債	97,472	96,464
3 経済事業負債	86,249	48,403
(1) 支払手形及び経済事業未払金	7,004	4,162
(2) その他の経済事業負債	79,244	44,241
4 雑負債	170,508	220,676
5 諸引当金	74,831	66,968
(1) 賞与引当金	19,048	18,882
(2) 役員退職慰労引当金	15,180	5,580
(3) その他の引当金	40,603	42,506
負債の部合計	186,346,076	188,517,925
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	14,009,367	13,603,242
(1) 出資金	424,949	424,098
(2) 資本準備金	1,554	1,554
(3) 利益剰余金	13,585,783	13,179,294
(4) 処分未済持分	△2,909	△1,694
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△10	△10
純資産の部合計	14,009,367	13,603,242
負債及び純資産の部合計	200,355,443	202,121,168

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
1 事業総利益		1,349,414		1,393,566
(1) 信用事業収益		1,370,443		1,358,343
資金運用収益		1,337,526		1,328,076
(うち預金利息)		(862,794)		(860,241)
(うち有価証券利息)		(33,623)		(22,722)
(うち貸出金利息)		(333,662)		(324,149)
(うちその他受入利息)		(107,446)		(120,962)
役務取引等収益		31,057		28,266
その他経常収益		1,858		1,999
(2) 信用事業費用		264,065		191,616
資金調達費用		192,982		97,341
(うち貯金利息)		(190,271)		(93,879)
(うち給付補てん備金繰入)		(82)		(274)
(うち借入金利息)		(478)		(82)
(うちその他支払利息)		(2,149)		(3,103)
役務取引等費用		3,707		3,841
その他事業直接費用		-		32,803
その他経常費用		67,375		57,630
(うち貸倒引当金戻入益)		(△8,486)		(△18,645)
信用事業総利益		1,106,377		1,166,727
(3) 共済事業収益		221,001		198,740
共済付加収入		203,560		185,581
その他の収益		17,440		13,159
(4) 共済事業費用		10,362		8,196
共済推進費及び共済保全費		3,812		3,431
その他の費用		6,549		4,764
共済事業総利益		210,639		190,544
(5) 購買事業収益		56,537		60,716
購買品供給高		55,290		57,977
購買手数料		568		1,548
その他の収益		678		1,190
(6) 購買事業費用		49,916		50,823
購買品供給原価		49,161		49,304
その他の費用		754		1,518
購買事業総利益		6,621		9,892
(7) 販売事業収益		61,869		54,301
販売品販売高		23,006		19,411
販売手数料		35,984		32,404
その他の収益		2,878		2,485
(8) 販売事業費用		44,088		35,964
販売品販売原価		19,206		15,987
その他の費用		24,881		19,976
販売事業総利益		17,781		18,337

(単位：千円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
(9) その他事業収益		24,858		21,805
(10) その他事業費用		16,863		13,740
その他事業総利益		7,994		8,065
2 事業管理費		896,694		780,210
(1) 人件費		555,687		480,933
(2) その他管理費用		341,006		299,277
事業利益		452,720		613,356
3 事業外収益		104,438		106,492
(1) 受取雑利息		406		364
(2) 受取出資配当金		93,213		91,752
(3) その他の事業外収益		10,818		14,375
4 事業外費用		6,818		7,698
(1) その他の事業外費用		6,818		7,698
経常利益		550,340		712,149
5 特別利益		1,223		-
(1) 固定資産処分益		1,223		-
6 特別損失		10,662		22,525
(1) 固定資産処分損		5,391		-
(2) その他の特別損失		5,270		22,525
税金等調整前当期利益		540,901		689,624
法人税・住民税及び事業税		119,595		170,322
法人税等調整額		△1,990		4,425
法人税等合計		117,604		174,748
当期利益		423,296		514,876
当期剰余金		423,296		514,876

(7) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(資本剰余金の部)			
1 資本剰余金期首残高		1,554		1,554
2 資本剰余金増加高		-		-
3 資本剰余金減少高		-		-
4 資本剰余金期末残高		1,554		1,554
(利益剰余金の部)				
1 利益剰余金期首残高		13,179,294		12,676,990
2 利益剰余金増加高		423,296		514,876
当期剰余金		423,296		514,876
3 利益剰余金減少高		16,808		12,572
配当金		16,808		12,572
4 利益剰余金期末残高		13,585,783		13,179,294

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位: 千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	540,901	689,624
減価償却費	66,759	53,302
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8,493	△18,581
賞与引当金の増減額 (△は減少)	166	5,196
その他引当金等の増減額 (△は減少)	7,697	△40,335
信用事業資金運用収益	△1,228,227	△1,206,094
信用事業資金調達費用	190,832	94,237
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△93,620	△92,117
有価証券関係損益 (△は益)	△1,853	31,783
固定資産処分損益 (△は益)	4,168	-
外部出資関係損益 (△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△1,175,947	△73,992
預金の純増 (△) 減	11,003,000	2,740,000
貯金の純増減 (△)	△2,065,290	△1,598,606
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	△87,849	△51,086
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△38,756	△406,883
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増減 (△)	-	-
共済資金の純増減 (△)	△121,646	117,668
未経過共済付加収入の純増減 (△)	271	7,533
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	739	△177
その他の共済事業負債の純増減 (△)	735	1,021
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	700	232
経済受託債権の純増 (△) 減	△19,834	△5,059
棚卸資産の純増 (△) 減	△346	9,312
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	2,842	△1,809
経済受託債務の純増減 (△)	35,860	△910
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	394	△129
その他の経済事業負債の純増減 (△)	△857	△38
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	633	△4,130
その他の負債の純増減 (△)	857	10,920
未払消費税等の増減 (△) 額	-	-
信用事業資金運用による収入	1,223,678	1,218,533
信用事業資金調達による支出	△133,401	△95,607
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
小 計	8,104,117	1,383,806

(単位：千円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
雑利息及び出資配当金の受取額		93,620		92,117
法人税等の支払額		△170,621		△216,082
事業活動によるキャッシュ・フロー		8,027,116		1,259,840
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△1,088,351		△996,633
補助金の受入れ等による収入		-		-
固定資産の取得による支出		△100,538		△56,602
固定資産の売却による収入		3,521		-
外部出資による支出		△8,000		△133,200
外部出資の売却等による支出		500		500
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,193,368		△1,185,935
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資の増額による収入		10,341		7,402
出資の払戻しによる支出		△9,490		△7,086
持分の取得による支出		△2,909		△1,694
持分の譲渡による収入		1,694		2,619
出資配当金の支払額		△16,808		△12,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,172		△11,331
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)		6,816,575		62,574
6 現金及び現金同等物の期首残高		323,281		260,707
7 現金及び現金同等物の期末残高		7,139,857		323,281

(注1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和6年度)	(令和5年度)
現金および預金勘定	146,556,817	150,743,241
別段預金及び定期性預金	△139,416,960	△150,419,960
現金および現金同等物	7,139,857	323,281

(9) 連結注記表

【令和6年度】

1. 連結計算書類の制作のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等……1社
- ② 非連結子会社・子法人等……該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等……該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等……該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒

実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1)資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(千円)	
項 目	金 額
建物	649
構築物	18,804
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合 計	31,045

(注)平成21年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2)為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3)理事及び監事に対する金銭債権の総額 65,279千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありません。

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

4. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、社債の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%減少したものと想定した場合には、経済価値が89,784千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	146,127,668	145,864,536	△263,131
有価証券 満期保有目的の債券	4,227,309	3,731,660	△495,649
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	39,171,482 △88,953 39,082,528	38,895,273	△187,255
資産計	189,437,506	188,491,470	△946,035
貯金	185,273,064	184,768,642	△504,422
負債計	185,273,064	184,768,642	△504,422

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位:千円)

外部出資(*1) 8,207,281

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	146,127,668	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	100,000	100,000	500,000	3,600,000
貸出金(*1)	1,859,958	1,721,197	1,674,848	1,620,615	1,630,680	30,664,181
合計	147,987,626	1,721,197	1,774,848	1,720,615	2,130,680	34,264,181

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 69,362 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	156,987,081	18,205,917	3,706,778	3,211,056	3,074,676	87,553

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	67,610	81,180	13,570
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,065,558	1,637,640	△427,918
	地方債	495,161	479,840	△15,321
	社債	1,598,978	1,533,000	△65,978
合 計		4,227,309	3,731,660	△495,649

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は80,315千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△34,581
② 退職給付費用	12,734
③ 退職給付の支払額	△1,160
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△6,262
⑤ 期末における前払年金費用	△29,269

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	99,586
② 確定給付型年金制度の積立額	△128,855
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△29,269
前払年金費用	△29,269

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	12,734
② 臨時に支払った割増退職金	-
③ 退職給付費用(①+②)	12,734

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金5,638千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 5,804 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、40,603千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	6,087
	未払金	11,820
	役員退職慰労引当金	4,341
	特例業務負担金引当金	11,571
	国債等債券償却	9,381
	未払事業税	9,090
	子会社株式	1,573
	小 計	53,866
	評価性引当額	△1,573
	合 計 ①	52,293
金繰 延 税 負 債	前払年金費用	△8,371
	合 計 ②	△8,371
繰延税金資産の純額 ①-②		43,922

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.40
	住民税均等割	0.12
	評価性引当額の増減	0.01
	税額控除	△3.98
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.70

(3) 法定実効税率の変更及びその影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【令和5年度】

1. 連結計算書類の制作のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等……1社
- ② 非連結子会社・子法人等……該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等……該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等……該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し

時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 51,576 千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年6月に作成した3か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(千円)

項 目	金 額
建物	649
構築物	52,914
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合 計	65,155

(注)平成 21 年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 35,224千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありませ

ん。

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

4. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、社債の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審

査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%減少したものと想定した場合には、経済価値が89,784千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	150,430,470	150,346,642	△83,828
有価証券 満期保有目的の債券	3,137,104	2,876,370	△260,734
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	37,995,534 △97,439 37,898,094	37,991,104	93,009
資産計	191,465,669	191,214,116	△251,553
貯金	187,338,355	187,242,896	△95,458
負債計	187,338,355	187,242,896	△95,458

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

③ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

④ 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位:千円)

外部出資(*1) 8,229,281

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	150,430,470	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	100,000	100,000	3,000,000
貸出金(*1)	1,868,642	1,736,846	1,674,174	1,617,985	1,559,648	29,538,235
合計	152,299,112	1,736,846	1,674,174	1,717,985	1,659,648	32,538,235

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 70,475 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	171,454,212	4,563,571	7,120,499	324,272	3,652,736	223,063

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	199,541	202,340	2,798
	地方債	100,000	101,490	1,490
	社債	400,000	404,970	4,970
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,664,585	1,414,990	△249,595
	地方債	—	—	—
	社債	772,977	752,580	△20,397
合 計		3,137,104	2,876,370	△260,734

(2)当年度中において減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、32,803千円(うち、満期保有目的の債権 32,803千円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

7. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は84,113千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△31,108
② 退職給付費用	6,472
③ 退職給付の支払額	△4,534
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,411
⑤ 期末における前払年金費用	△34,581

(3)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	93,412
② 確定給付型年金制度の積立額	△127,993

③ 未積立退職給付債務(①+②)	△34,581
前払年金費用	△34,581

(4)退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	6,472
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用(①+②)	6,472

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金6,595千円は「厚生費」で処理しています。

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 5,000 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、42,506千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	6,035
	未払金	11,588
	役員退職慰労引当金	1,556
	特例業務負担金引当金	11,854
	国債等債券償却	9,148
	未払事業税	11,392
	子会社株式	1,533
	小 計	53,110
	評価性引当額	△1,533
合 計 ①	51,576	
金繰 負延 債 税	前払年金費用	△9,644
	合 計 ②	△9,644
繰延税金資産の純額 ①-②		41,932

(2)法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(%)

		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.85
	住民税均等割	0.09
	評価性引当額の増減	0.00
	税額控除	△0.92
	その他	△0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.26

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	-	-
危険債権額	-	-	-
要管理債権額	-	-	-
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計 (A)	-	-	-
うち担保・保証付債権額 (B)	-	-	-
担保・保証控除後債権額 (C)	-	-	-
個別計上貸倒引当金残高 (D)	-	-	-
差 引 額 (E) = (C) - (D)	-	-	-
一般計上貸倒引当金残高	89	97	△8
正常債権額	39,187	38,013	1,174

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三カ月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和6年度	令和5年度
信用事業	事業収益	1,370	1,358
	経常利益	631	795
	資産の額	190,993	192,813
共済事業	事業収益	221	198
	経常利益	104	31
	資産の額	3	4
農業関連事業	事業収益	118	115
	経常利益	△177	△99
	資産の額	98	79
その他事業	事業収益	24	21
	経常利益	△7	△13
	資産の額	9,261	9,225
計	事業収益	1,734	1,692
	経常利益	550	712
	資産の額	200,355	202,121

2 連結自己資本の充実の状況

◆ 連結自己資本の充実の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、21.11%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あかし農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	424百万円（前年度424百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,992	13,586
うち、出資金及び資本剰余金の額	426	425
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,585	13,179
うち、外部流出予定額 (△)	16	16
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89	97
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89	97
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	14,081	13,683
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	20	24
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの	-	-

項 目		令和6年度	令和5年度
の額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		23	25
自己資本			
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)		14,058	13,657
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		64,507	64,249
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			-
うち、上記以外に該当するものの額			-
オフ・バランス項目		8	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-	
勘定間の振替分		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,067	2,788
信用リスク・アセット調整額			
フロア調整額		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		66,575	67,037
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))		21.11	20.37

- (注)
- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 - 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 - 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	312	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,866	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	100	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	150,532	30,106	1,204	
法人等向け	982	452	18	
中小企業等向け及び個人向け	7,254	4,825	193	
抵当権付住宅ローン	1,764	589	23	
不動産取得等事業向け	-	-	-	
三月以上延滞等	-	-	-	
取立未済手形	69	13	0	
信用保証協会等保証付	26,015	2,577	103	
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	
共済約款貸付	-	-	-	
出資等	201	201	8	
(うち出資等のエクスポージャー)	201	201	8	
(うち重要な出資のエクスポー ジャー)	-	-	-	
上記以外	13,134	25,482	1,019	
(うち他の金融機関等の対象資本)	200	502	20	

等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,997	19,994	799
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	50	126	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,885	4,859	194
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過		-	-

措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	202,233	64,249	2,569
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	202,233	64,249	2,569
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b = a × 4%	
	2,788	111	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b = a × 4%	
	67,037	2,681	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内
 訳 (単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本 額 b=a×4%
	現金	429	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,067	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	496	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	146,267	29,263	1,170
	(うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け)	100	30	1
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含 む。)	1,175	437	17
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	
	中堅中小企業等向け及び個人向け	6,818	5,288	211
	(うちトランザクター向け)	6	2	0
	不動産関連向け	4,723	3,298	131
	(うち自己居住用不動産等向け)	4,719	3,295	131
	(うち賃貸用不動産向け)	4	2	0
	(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
	(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
	(うちADC向け)	-	-	-
	劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向 けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-	

取立未済手形	35	7	0
信用保証協会等による保証付	27,658	2,740	109
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	209	209	8
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	10,595	23,263	930
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	395	989	39
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,997	19,994	799
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	51	129	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,149	2,149	85
証券化	-	-	-
(うち S T C 要件適用分)	-	-	-
(短期 S T C 要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	200,476	64,507	2,580
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	200,476	64,507	2,580
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本 額 b=a×4%
		-	-	-
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本 額 b=a×4%
		2,067	82	
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本 額 b=a×4%
		66,575	2,663	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,067
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	82
B I	1,378
B I C	165

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.15)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	200,476	39,200	4,235	-	-	202,233	38,013	3,142	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	200,476	39,200	4,235	-	-	202,233	38,013	3,142	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	100	-	100	-	-	100	-	100	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	100	0	100	-	-	101	1	100	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	304	-	304	-	-	304	-	304	-
	運輸・通信業	301	-	301	-	-	201	-	201	-
	金融・保険業	146,698	-	496	-	-	150,802	-	301	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	369	-	369	-	-	168	-	168	-
日本国政府・地方公共団体	2,563	-	2,563	-	-	1,966	-	1,966	-	

	上記以外	8,311	103	-	-	-	8,314	115	-	-	-
	個人	39,095	39,095	-	-	-	37,896	37,896	-	-	-
	その他	2,630	-	-	-	-	2,376	-	-	-	-
	業種別残高計	200,476	39,200	4,235	-	-	202,233	38,013	3,142	-	-
	1年以下	146,259	93	-	-	/	150,490	58	-	-	/
	1年超3年以下	395	294	100	-	/	299	299	-	-	/
	3年超5年以下	1,072	475	596	-	/	715	515	200	-	/
	5年超7年以下	720	418	302	-	/	726	524	202	-	/
	7年超10年以下	2,174	1,001	1,173	-	/	1,757	884	873	-	/
	10年超	38,732	36,668	2,063	-	/	37,368	35,501	1,866	-	/
	期限の定めのないもの	11,121	247	-	-	/	10,874	229	-	-	/
	残存期間別残高計	200,476	39,200	4,235	-	/	202,233	38,013	3,142	-	/

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和6年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	97	89	-	97	89	/	116	97	-	116	97	/
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
国内	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/

法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	429	-	429	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,067	-	2,067	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	496	-	496	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~15 0	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~15 0	146,267	-	146,267	-	29,263	20
(うち第一種金融商品取引業者)	20~15	100	-	100	-	30	30

	及び保険会社向け)	0						
	カバード・ボンド向け	10~10 0	-	-	-	-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~15 0	1,175	-	1,175	-	437	37
	(うち特定貸付債権向け)	20~15 0	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	45~10 0	6,804	133	6,481	13	5,288	81
	(うちトランザクター向け)	45	-	65	-	6	2	45
	不動産関連向け	20~15 0	4,723	-	4,567	-	3,298	72
	(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	4,719	-	4,562	-	3,295	72
	(うち賃貸用不動産向け)	30~15 0	4	-	4	-	2	60
	(うち事業用不動産関連向け)	70~15 0	-	-	-	-	-	-
	(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
	(うちADC向け)	100~1 50	-	-	-	-	-	-
	劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~15 0	-	-	-	-	-	-
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
	取立未済手形	20	35	-	35	-	7	20
	信用保証協会等による保証付	0~10	27,658	-	27,401	-	2,740	10
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
	株式等	250~4 00	209	-	209	-	209	100
	共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
	上記以外	100~1 250	10,595	0	10,595	0	23,263	220
	(うち重要な出資のエクスポー	1250	-	-	-	-	-	-

	ジャー)							
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	395	-	395	-	989	250
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	7,997	-	7,997	-	19,994	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	51	-	51	-	129	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,149	0	2,149	0	2,149	100
	証券化	-	-	-	-	-	-	-
	(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用	-	-	-	-	-	-	-

されるエクスポージャー							
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-					64,507	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を
勘案した後のエクスポージャーの額
【令和6年度】 (単位：千円)

信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																					
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,067,777										0		2,067,777								
外国の中央政府及び中央銀行向け																					
国際決済銀行等向け																					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	496,138												0	496,138							
外国の中央政府等以外の公共部門向け																					
地方公共団体金融機構向け																					
我が国の政府関係機関向け																					
地方三公社向け																					
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国際開発銀行向け																					
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	146,166,801		100,289											0	146,267,090						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)			100,289											0	100,289						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け																					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	501,337		673,964												1	1,175,302					
(うち特定貸付債権向け)																					
	100%			150%			250%			400%			その他		合計						
劣後債権及びその他資本性証券等株式等							209,471						0		209,471						
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,560			349,778			935,748			5,203,071			6,495,157								
(うちトランザクター向け)	6,560									0			6,560								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	59,579								138,616										4,294,823	69,951	4,562,969
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け									4,266										0	4,266	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																					
	60%			その他			合計														
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																					
	100%			150%			その他			合計											
不動産関連向け うちADC向け																					
	50%			100%			150%			その他			合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)																					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																					
	0%		10%		20%		100%		その他		合計										
現金	429,148										0		429,148								
取立未済手形							35,995				0		35,995								
信用保証協会等による保証付	0		27,401,275								172		27,401,447								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																					
共済約款貸付																					

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウエイト0%	-	3,032	3,032
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	25,775	25,775
	リスク・ウエイト20%	300	151,165	151,465
	リスク・ウエイト35%	-	1,685	1,685
	リスク・ウエイト50%	574	-	574
	リスク・ウエイト75%	-	6,284	6,284
	リスク・ウエイト100%	-	5,165	5,165
	リスク・ウエイト150%	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	8,249	8,249
	その他	-	-	-
	リスク・ウエイト1250%	-	-	-
計	875	201,357	202,233	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・ balan ス資産項目	オフ・ balan ス資産項目		
40%未満	178,492	-	-	177,972
40%～70%	679	65	10	685
75%	4,708	60	10	4,644
80%	-	-	-	-
85%	4,803	-	-	4,696
90%～100%	974	1	10	935
105%～130%	-	-	-	-
150%	-	-	-	-
250%	209	-	-	209
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	6	10	0
合計	189,867	133	10	189,144

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.15）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	34	563	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	34	563	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向 け	33	471	-
自己居住用不動産等向け	-	129	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	33	600	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVA リスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 15)をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 15)をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1	1	1	1
合計	1	1	1	1

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）（単位：百万円）

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）（単位：百万円）

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 15）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	16	0	273	51
3	スティープ化	506	504		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	494	277		
7	最大値	506	504	273	51
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	14,058		13,658	

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	Ⅰ. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	35
2	理事及び監事の氏名及び役職名	37
3	会計監査人の氏名又は名称	63
4	事務所の名称及び所在地	38
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	-
6	主要な業務の内容	21
7	事業の概況	6
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数 (13) 信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移 転有価証券表示権利等残高、信託財産額	64
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	67 ～ 73
10	リスク管理の体制	15
11	法令遵守の体制	16
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	14
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	39～43、59、60
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	70
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	71
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	80
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引(法第10条第6項第13号に規定する取引) (5) 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項第15号に規定する取引)	72
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	71
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	71
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	63

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	II. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	104
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	104
3	事業の概況	105
4	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	105
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	106～109
6	直近2連結事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	127
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	128
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	128